

2004年春版

電 気 通 信 機 器 基 準 認 証 制 度 マ ニ ュ ア ル

Manual for Technical Regulations Conformity
Certification System of Telecommunication Terminal
Facility and Radio Equipment

総 務 省

Ministry of Public Management, Home Affairs,
Posts and Telecommunications
J A P A N

はじめに

電気通信事業法及び電波法に基づく電気通信機器（端末機器及び特定無線設備）に対する基準認証制度は、電気通信ネットワークの損傷の防止、電波の混信の防止等、電気通信機器の安全性・信頼性の確保と端末設備のネットワークへの接続の円滑化、無線局の免許手続きの簡素化等に大きな役割を果たしてきた。

近年は、技術革新及び製品流通のグローバル化に伴い、製造業者等は激しい競争の中で取引先から高い品質の確保が求められる環境となっており、基準認証制度に対するコンプライアンス（法令遵守）を維持しながら、品質管理に関する国際規格の認証を自主的に取得する企業が増加している。また、国際分業体制の進展に伴い、円滑な機器流通の観点から我が国と欧州、シンガポールとの間でM R A協定が結ばれたところであり、国際間の企業競争も激化する方向にある。

また、事前規制型行政から事後チェック型行政への転換が政府全体として求められているなか、企業の自己責任原則を信頼し、国の事前の関与を最小限としつつ、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充を前提とし、民間業者の自己確認・自己責任を原則とする基準認証制度に移行することが、政府全体の規制改革の基本的な方向となった。

このため、総務省は、平成 15 年の第 156 回国会において電気通信機器の基準認証制度を改正する法律案（電波法の一部を改正する法律案、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案）を提出し成立され、平成 16 年 1 月 26 日に両法が同時に施行されたところである。

本冊子は、上記の経緯をふまえ、制度改正後の電気通信機器の新しい基準認証制度を理解する一助となることを期待して作成したものである。具体的な制度の仕組みや手続について本冊子は参考として位置づけられたい。

（注）本冊子は、関係者の基準認証制度の理解を促進することを目的とした参考資料として作成したものです。特定事項の法令適用に関するご確認は、総務省の制度担当者までお願いします。また、本内容は予告なしに改編する場合がありますのでご了承ください。

なお、本文中の電気通信事業法の条番号は、上記改正法律案の第 2 条による改正後のものです。

目次

第1章 制度改正の経緯-----	1
1. 「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」-----	1
2. 政府決定-----	1
3. 法律改正-----	2
4. 政省令等の改正-----	3
第2章 電気通信機器の基準認証制度-----	6
1. 基準認証制度とは-----	6
2. 電気通信機器の基準認証制度-----	6
3. 電波法における基準認証制度の概要-----	6
4. 電気通信事業法における基準認証制度の概要-----	10
5. M R A法における基準認証制度の概要-----	13
第3章 登録証明機関による技術基準適合証明及び登録認定機関による技術基準適合認 定の手続-----	15
1. 証明（認定）を受けるまでの手続-----	15
2. 証明（認定）を受けた後の手続（変更届出の義務）-----	18
3. 事後措置-----	18
第4章 登録証明機関による工事設計認証及び登録認定機関による設計認証の手続-----	21
1. 認証を受けるまでの手続-----	21
2. 認証を受けた後の手続-----	23
3. 事後措置-----	26
4. 外国取扱業者-----	29
第5章 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認を行おうとする者及び特定端末機器 の技術基準適合自己確認を行おうとする者の手続-----	31
1. 届出の手続-----	31
2. 届出後の手続-----	41
3. 事後措置-----	43
第6章 特定無線設備の特性試験の試験方法及び端末機器の試験の試験方法-----	48
第7章 新しい基準認証制度に関するFAQコーナー-----	49
参考資料編-----	88

第1章 制度改正の経緯

1. 「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」

総務省は、電気通信機器の基準認証制度に自己確認制度（いわゆる自己適合宣言制度）を導入することを目的に、対象となり得る機器の範囲、必要な事後措置等を含む電気通信機器の基準認証制度全般の在り方について検討を行うことを目的として、「端末機器及び特定無線設備の基準認証制度に関する研究会」を開催した。

研究会は計2回のパブリックコメントを実施し、8回の審議を経て研究会報告書をまとめ、平成14年12月16日に公表した。報告書は、電気通信機器の基準認証制度をめぐる環境変化等を背景として新たな基準認証制度の導入を謳い、民間主導による効率的な基準認証制度の構築及び社会的な安全弁としての機能の維持・向上を前提として、国の証明・認定制度から、国により登録を受けた民間の第三者認証制度及び製造業者又は輸入業者による自己適合宣言制度への移行案を示した。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/chousa/tanmatsu/index.html

開催期間：平成14年5月20日～同年12月5日

研究会の構成員：（敬称略、五十音順）

井須雄一郎（財団法人日本適合性認定協会 専務理事）、伊東晋（東京理科大学理工学部教授、座長代理）、宇賀克也（東京大学大学院法学政治学研究科教授、座長）、鎌田環（国民生活センター商品テスト部調査役補佐）、神崎慶治（財団法人テレコムエンジニアリングセンター専務理事）、左藤清（KDDI株式会社 技術開発本部電波部長）、佐野真理子（主婦連合会事務局次長）、清水博（東日本電信電話株式会社 技術部長）、成宮憲一（東日本電信電話株式会社 技術部長：清水委員の後任）、田中好男（財団法人電気通信端末機器審査協会 専務理事）、林豊（通信機械工業会 専務理事）、池田茂（情報通信ネットワーク産業協会 専務理事：林委員の後任）、堀崎修宏（社団法人情報通信技術委員会 専務理事）、若尾正義（社団法人電波産業会 専務理事）

事務局：総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課、同局電波部電波環境課

2. 政府決定

「規制改革推進3カ年計画」（改定版、平成14年3月29日閣議決定）

基準認証等の見直しとして、「国は基準の設定及び当該基準の遵守状況の監視等を行うにとどめ、対象分野の特性を踏まえた事後措置を整備した上で、事業者の自己確認・自主保安とすることについて検討を行う」とされており、電波法における特定無線設備の技術基準適合証明及び電気通信事業法における端末機器の技術基準適合認定についても、平成14年度中に結論を得ることとされた。

「e-Japan 重点計画 2002」（平成 14 年 6 月 18 日 I T 戦略本部決定）

重点政策 5 分野の「1. 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成」の具体的施策として、「通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入」について提示され、電話機やモデム等の通信端末機器の技術基準適合認定制度及び P H S 等の特定無線設備の技術基準適合証明制度については、諸外国との整合性を図る観点から、回収命令、罰則強化などの事後措置の拡充強化を前提とした自己適合宣言制度の導入について、対象分野の特性を踏まえて検討を行い、2002 年度中に結論を得ることとされた。

「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）

「公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務については、事業者の自己確認のみに委ねることが適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地の無い形で国により登録された公正・中立な第三者機関による検査・検定等の実施とする」とされ、法改正が必要となる措置については、「原則として、平成 15 年度中に実施する」とこととされた。

「中長期における電波利用の展望と行政が果たすべき役割 - 電波政策ビジョンについて情報通信審議会から答申 - 」（平成 15 年 7 月 30 日情報通信審議会答申）

無線端末の円滑な普及促進を図る観点から、技術基準適合自己確認制度の円滑な定着を推進し、技術基準に適合していない機器に対する情報収集、立入検査、命令等の事後措置を充実させる等の政策と課題が提言された。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030730_5.html

3 . 法律改正

3 . 1 特定無線設備の基準認証制度関連

政府は平成 15 年 2 月 10 日、無線機器の迅速な市場投入を促進し、経済活性化及び国際競争力強化に資するため、無線設備の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設するとともに、総務大臣又は指定証明機関が行う技術基準適合証明等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととする等の電波法の一部を改正する法律案を国会に提出した。

国会での審議の結果、衆議院は同年 5 月 9 日に可決、参議院は 5 月 30 日に可決され、6 月 6 日に公布された。

【法律案の骨子】

- (1) 総務大臣が認定した認定点検事業者が無線設備等の点検を行う制度を改め、総務大臣の登録を受けた者が点検を行う制度とし、当該事業者に対する監督規定を整備。
- (2) 総務大臣又は指定証明機関が特定無線設備について技術基準適合証明を行う制度を改め、総務大臣の登録を受けた者が技術基準適合証明を行う制度とし、当該登録を受けた者等に対する監督規定を整備。

- (3) 特定無線設備のうち、混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものについて、製造業者等が一定の検証を行い、技術基準適合性を自ら確認できることとする制度を新設するとともに、確認をした製造業者等に対する監督規定を整備。
- (4) 特定周波数変更対策業務に係る既開設局の免許人に適用される電波利用料の料額を、当該業務が実施される期間内の各年度においては、通常の電波利用料の金額に、一定の金額を加算した金額とすることとする。

3.2 端末機器の基準認証制度関連

平成 15 年 3 月 17 日、端末機器分野においても、先に述べた特定無線設備分野と同様な趣旨から、端末機器の技術基準適合性を製造業者等が自ら確認する制度を新設するとともに、総務大臣又は指定認定機関が行う技術基準適合認定等について総務大臣の登録を受けた者が行うこととする等の電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案を国会に提出した。

国会での審議（参議院先議）の結果、参議院は 5 月 23 日に可決、衆議院は 7 月 17 日に可決され、7 月 24 日に公布された。

【法律案の骨子】（端末機器の基準認証制度関連）

- (1) 端末機器のうち、他者の通信に妨害を与えるおそれが少ないものについて、製造業者等が一定の検証を行い、技術基準適合性を自ら確認できることとする制度を新設するとともに、確認をした製造業者等に対する監督規定を整備。
- (2) 総務大臣又は指定認定機関が端末機器について技術基準適合認定を行う制度を改め、総務大臣の登録を受けた者が技術基準適合認定を行う制度とし、当該登録を受けた者等に対する監督規定を整備。
- (3) その他
認定試験事業者制度の廃止等、所要の規定を整備。

4 . 政省令等の改正

4.1 特定無線設備の基準認証制度関連

「特定無線設備の特性試験の方法（案）」の制定に対する意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 14 年 8 月 1 日～8 月 28 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2002/020801_1.html

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の全部を改正する省令案及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 8 月 18 日～9 月 8 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030818_2.html

認定点検事業者等規則の一部を改正する省令案及び電波法関係審査基準の一部改正案に対する

意見の募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 10 月 16 日～11 月 14 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031016_2.html

電波監理審議会（第 875 回）へ諮問（平成 15 年 9 月 10 日）

電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則、無線従事者規則、測定器等の較正に関する規則及び電波の利用状況の調査等に関する省令の各一部を改正する省令案について（諮問第 31 号）

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/030910_2.html

電波監理審議会意見の聴取（平成 15 年 10 月 8 日）

電波監理審議会答申（平成 15 年 11 月 12 日）

諮問した省令案については、審議した結果、適当である旨の答申を受けた。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/policyreports/denpa_kanri/031112_2.html

特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の全部を改正する省令案及び電波の利用状況の調査等に関する省令の一部を改正する省令案に対する意見募集の結果の公表（平成 15 年 11 月 10 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031110_1.html

4.2 端末機器の基準認証制度関連

「端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則の全部を改正する省令案、端末設備等規則の一部を改正する省令案及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案」に対する

・意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 10 月 10 日～10 月 31 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031010_3.html

・意見募集（パブリックコメント）の結果の公表（平成 15 年 11 月 17 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031117_1.html

情報通信審議会情報通信技術分科会へ諮問（平成 14 年 9 月 30 日）

「IP・ブロードバンド時代に対応した電気通信事業関係の電気通信設備に係る技術的条件」（諮問第 2011 号）

本件諮問のうち、「端末設備の技術的条件」に対する

・意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 6 月 17 日～7 月 14 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030617_5.html

・意見募集（パブリックコメント）の結果の公表（平成 15 年 9 月 26 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030926_9.html

・情報通信審議会答申（平成 15 年 9 月 30 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030930_6.html

本件諮問のうち、「端末設備の測定方法」に対する

・意見募集（パブリックコメント）の実施（平成 15 年 8 月 8 日～9 月 1 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030808_4.html

- ・意見募集（パブリックコメント）の結果の公表（平成 15 年 9 月 26 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030926_12.html

- ・情報通信審議会答申（平成 15 年 9 月 30 日）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030930_6.html

第2章 電気通信機器の基準認証制度

1. 基準認証制度とは

基準認証制度とは、電気通信機器（端末機器及び特定無線設備）をはじめ、電気用品、医薬品など様々な分野の製品について、消費者保護や取引の効率化等を目的として、遵守すべき技術基準を設定し、各製品がその基準を満たしているかどうかを確認する制度である。

遵守すべき技術基準や認証の手続きは法令で定められ、基準を満たさない製品の流通・使用を事前に防ぐことができる仕組みとなっています。また、万一基準に適合しない製品の流通・使用が発生した場合、改善命令や回収命令等の事後措置を定めているものもある。

2. 電気通信機器の基準認証制度

電気通信ネットワークは、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なものであり、災害発生時には、緊急連絡手段としてライフラインの役割を担うものです。また、電波は、電気通信サービスの提供だけでなく、船舶・航空機の航行の安全、警察、防衛等の社会秩序の維持等広範な役割を担うものです。

よって、技術基準に適合しない電気通信機器が使用されると、電気通信ネットワークへの損傷や無線通信への混信・妨害等が発生し、重要通信や企業活動、国民の生命・安全等に支障を及ぼすおそれがあります。そのため、電気通信機器の技術基準を定め、個々の機器が基準に適合していることを法令に基づいて確実に担保することが必要です。

このため、我が国においては、端末機器の基準認証制度については「電気通信事業法（以下「事業法」）」において、無線設備の基準認証制度については「電波法」において、国の認証制度として制定されています。

また、グローバルな市場競争及び流通の促進を目的に、日本と欧州共同体加盟各国及びシンガポールとの間で特定の電気通信機器を輸出入する場合、「特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（MRA（Mutual Recognition Agreement）法）」に基づき、輸出側の国において行われた基準適合性評価手続きの結果を輸入側の国において受け入れる制度が設けられています。

3. 電波法における基準認証制度の概要

(1) 無線設備の技術基準（電波法第3章）

無線設備の技術基準については、

- ・送信設備に使用する電波の周波数の偏差及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない（電波法第28条）
- ・受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて他の無線設備の機能に支障を与えるものであってはならない（電波法第29条）

等と規定されており、総務省令で定める技術基準の詳細については「無線設備規則」等において定められています。

(2) 技術基準適合証明等の手続（電波法第 38 条の 6 等）

特定無線設備の製造業者等からの申請を受けて、登録証明機関は、特定無線設備（又は特定無線設備の工事設計）の技術基準への適合について、特定無線設備の工事設計、試験データ等をもとに審査を行います。審査の結果、適合しているときは、特定無線設備に省令で定める表示を付します（特定無線設備の工事設計認証の場合は、申請者が個々の特定無線設備に表示を付します。）。

法令に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることとなります。

（技術基準適合証明の詳細 第 3 章へ）

（工事設計認証の詳細 第 4 章へ）

(3) 技術基準適合自己確認の手続（電波法第 38 条の 33 等）

技術基準適合自己確認を行おうとする者は、自ら無線設備の試験を実施し、当該無線設備の工事設計（製品の設計図に相当）が技術基準に合致すること、及びその工事設計に基づいて生産・輸入される無線設備のいずれもが工事設計に合致することを確保できること（設計図どおりに生産等されること）を確認したとき、総務大臣に対して自己確認の届出をすることができます。（電波法第 38 条の 33 第 3 項）。

この場合、届出業者は、自己確認の記録を作成し、保存（電波法第 38 条の 33 第 4 項）を行うとともに、自己確認の届出を行った無線設備を製造する場合等に検査を行い（電波法第 38 条の 34 第 2 項）、当該無線設備が工事設計に合致するとき、総務省令で定める表示を付すことが可能となります。（電波法第 38 条の 35）

（技術基準適合自己確認制度の詳細 第 5 章へ）

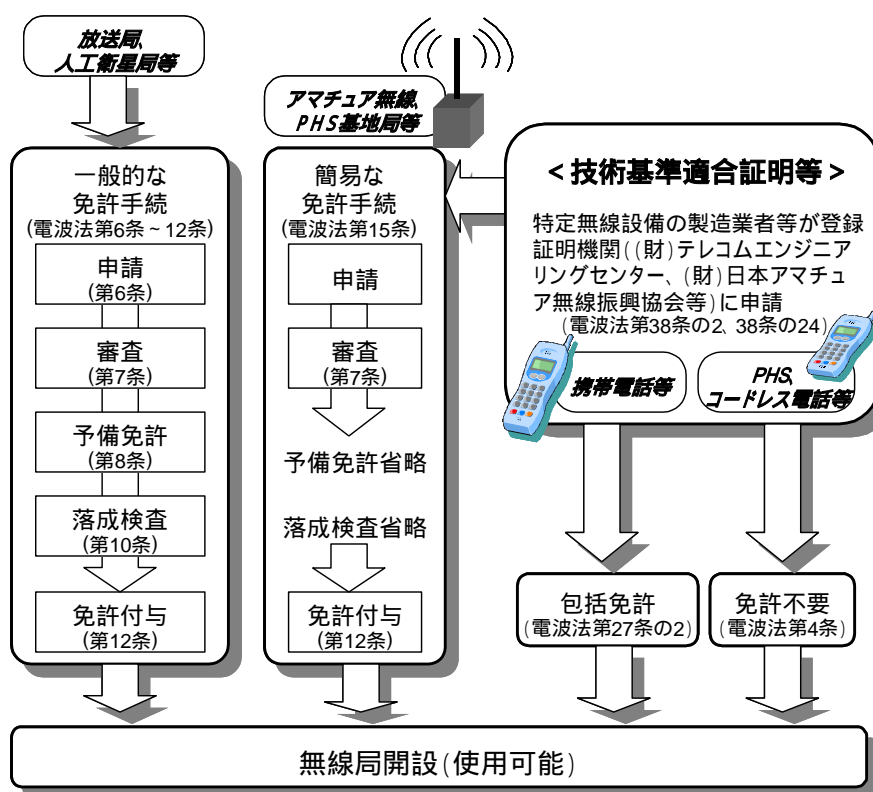
(4) 適合表示無線設備の効果 ～免許手続の簡素化等

有限希少な資源である電波の利用は世界的に免許制度の下で行われています。我が国においても、電波の公平かつ能率的な利用を確保する目的から、無線局の開設にあたっては、原則として総務大臣の免許を受けなければならないこととされています。（電波法第 4 条）。

また、無線局で使用される無線設備又は無線設備の工事設計は、法令で定める技術基準に適合しなければならないこととなっています。それについては、免許申請の審査を行うとともに免許を付与する前に総務大臣が行う落成検査により担保しています（電波法第 10 条）。

適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。また、認証を受けたパーソナル無線については、免許の有効期間を通常より長くすることとしています。

図 無線局の免許手続と技術基準適合証明等の関係



(5) 登録証明機関の要件 (電波法第 38 条の 3 等)

小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの(「特定無線設備」)について、電波法第 3 章に定める技術基準に適合していることの証明の事業を行う者は、総務大臣の登録を受けることができることとし、登録の基準その他の所要の規定を設けられています。

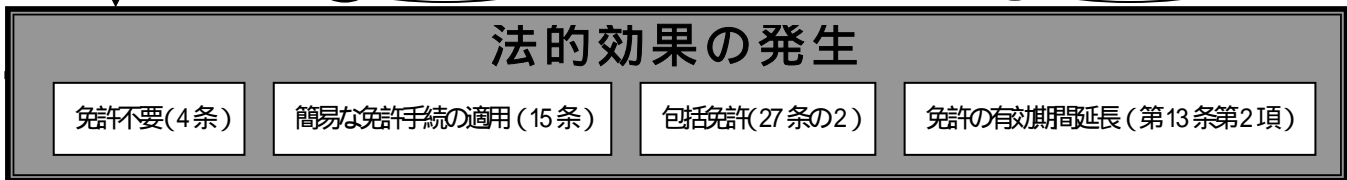
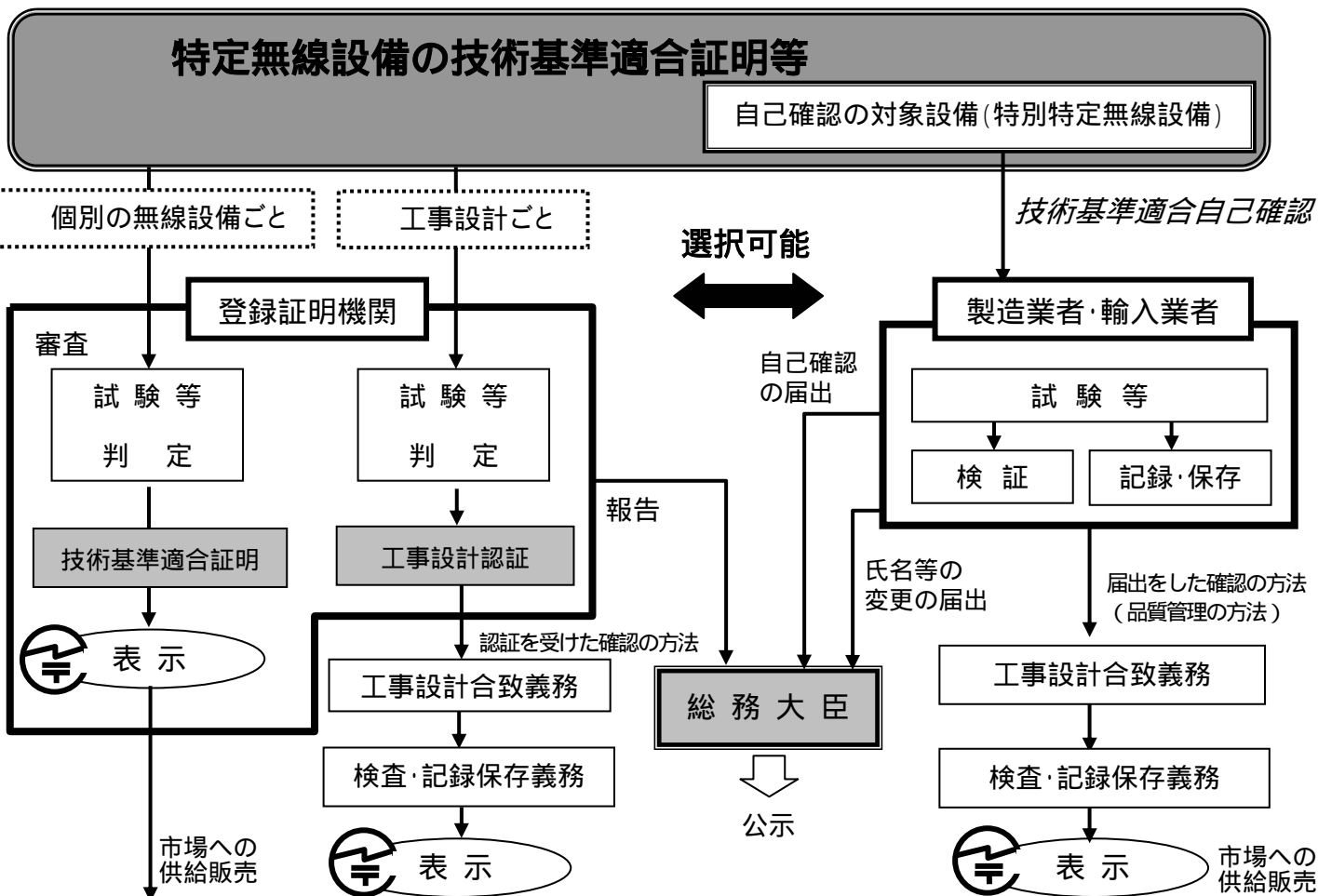
(6) 妨害等防止命令等の事後措置

基準不適合機器の発生等の事態に対しては、総務大臣は、関係者に報告徴収・立入検査等を実施し、必要に応じて、特定無線設備等の提出(電波法第 38 条の 21 等)、認証取扱業者等に対する措置命令(電波法第 38 条の 27 等)、表示が付されていないものとみなしの処分(電波法第 38 条の 23 等)、妨害等防止命令(電波法第 38 条の 22 等)、表示の禁止命令(電波法第 38 条の 28 等)等の行政処分を行います。

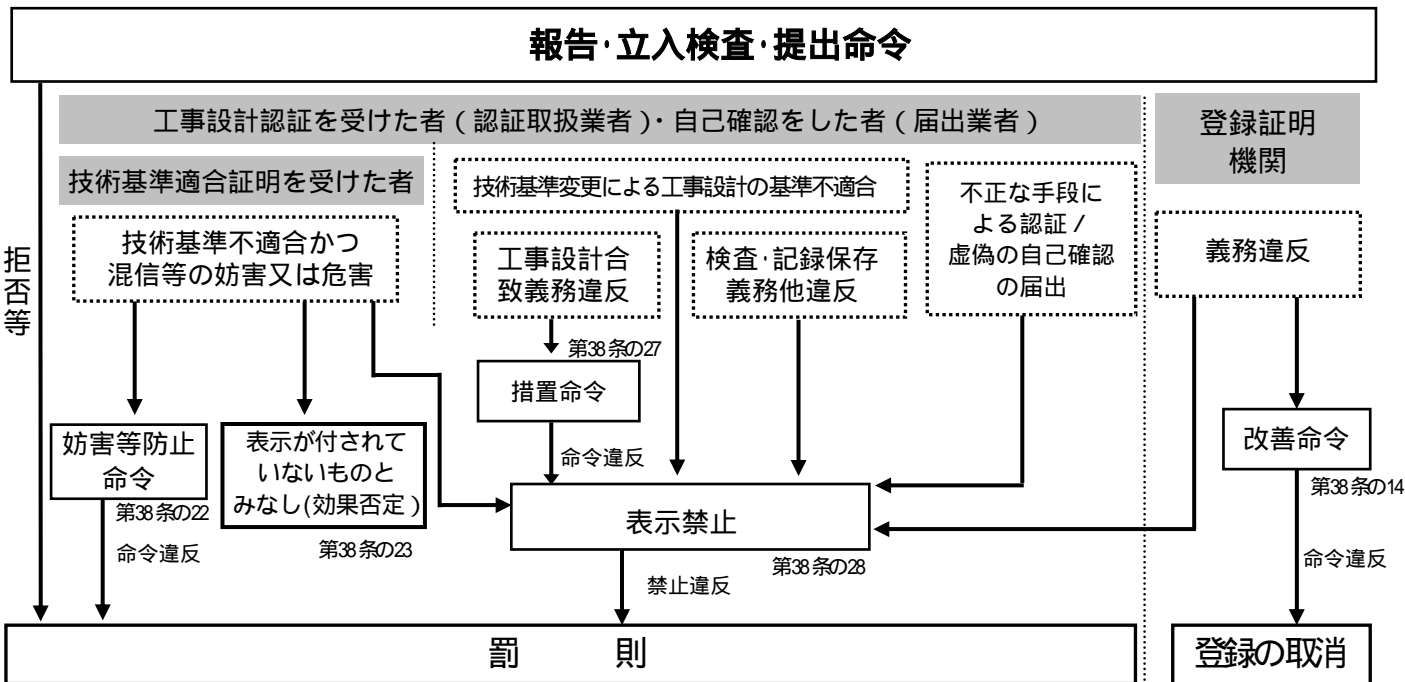
(7) 承認証明機関制度 (電波法第 38 条の 31 等)

外国の基準認証制度に基づいて当該外国において認証を行う認証機関が、総務大臣の承認を受けることにより、当該外国の製造業者等が取り扱う我が国において使用される特定無線設備の技術基準適合証明及び特定無線設備の工事設計認証を行ったとき、当該特定無線設備を我が国の技術基準適合証明を受けた適合表示無線設備として法的効果を与えることとされている。

電波法の登録証明機関制度及び自己確認制度のフローチャート



事後措置



技術基準の変更により工事設計が基準不適合となる場合、また外国取扱業者の場合は、報告拒否、虚偽報告、検査忌避したときも表示禁止の対象となる。
罰則として、他に紛らわしい表示、表示の除去義務違反

4 電気通信事業法における基準認証制度の概要

(1) 端末設備の技術基準（事業法第 52 条）

端末設備の技術基準については、

- ・ 電気通信回線設備の損傷、機能への障害の防止
- ・ 電気通信回線設備を利用する他の利用者への迷惑の防止
- ・ 電気通信回線設備と端末設備との責任分界点の明確化

を確保するものとされており、その詳細は「端末設備等規則」において定められています。

(2) 技術基準適合認定の手続き（事業法第 53 条等）

端末機器の製造業者等からの申請を受けて、総務大臣、登録認定機関は、端末機器（又は端末機器の設計）の技術基準への適合について、端末機器の設計、試験データ等をもとに審査を行います。審査の結果、適合しているときは、端末機器に省令で定める表示を付します（端末機器の設計の認証の場合は、申請者が個々の端末機器に表示を付します。）

法令に従って表示を貼付した端末機器は、法律上特別な地位が与えられることとなります。

（技術基準適合認定の詳細 第 3 章へ）

（設計認証の詳細 第 4 章へ）

(3) 技術基準適合自己確認の手続（事業法第 63 条等）

技術基準適合自己確認を行おうとする者は、自ら端末機器の試験を実施し、当該端末機器の設計（製品の設計図に相当）が技術基準に合致すること、及びその設計に基づいて生産・輸入される端末機器のいずれもが設計に合致することを確保できること（設計図どおりに生産等されること）を確認したとき、総務大臣に対して自己確認の届出をすることができます。（事業法第 63 条第 3 項）。

この場合、届出業者は、自己確認の記録を作成し、保存（事業法第 63 条第 4 項）を行うとともに、自己確認の届出を行った端末機器を製造する場合等に検査を行い（事業法第 64 条第 2 項）、当該端末機器が設計に合致するとき、総務省令で定める表示を付すことが可能となります。（事業法第 65 条）

（技術基準適合自己確認制度の詳細 第 5 章へ）

(4) 法令に従って表示を貼付した場合の効果～接続検査の不要化

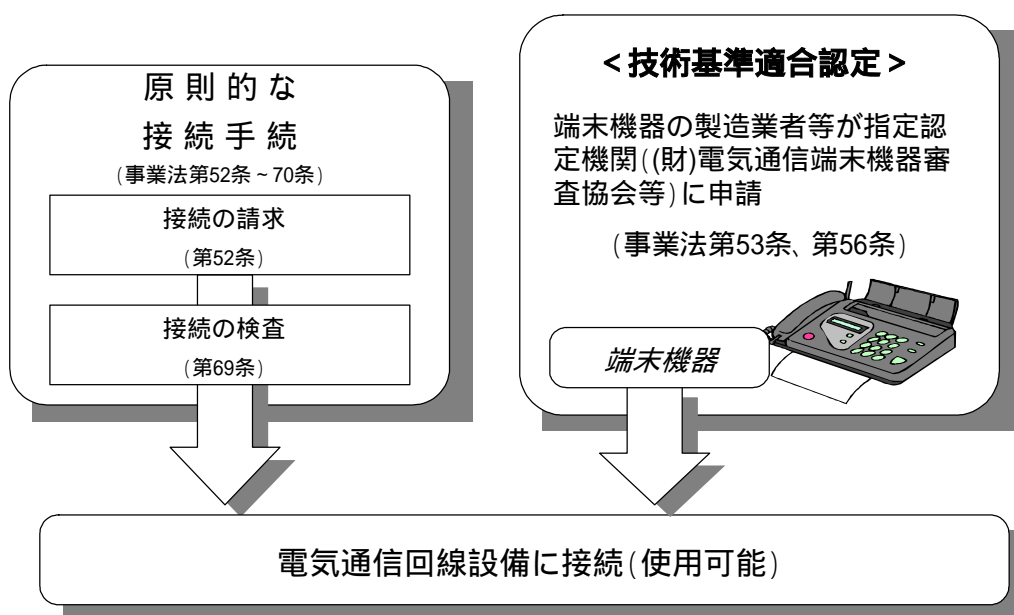
端末機器を電気通信回線に接続し使用する場合、原則として利用者は、電気通信事業者の接続の検査を受け、当該端末機器が技術基準に適合していることを確認する必要があります。

ただし、技術基準に適合し総務省令で定める表示を貼付している場合には、当該端末機器の利用者は、電気通信事業者による接続の検査を受ける必要がなくなるという効果が生じます。（事業法第 69 条第 1 項）

他方、経年変化等により技術基準不適合と推認される場合には、電気通信事業者による接続検査が必要となり、不適合が確認されれば、端末機器の取り外し等の措置がとられること

となります。

図 電気通信事業法の基準認証制度の概要



(5) 登録認定機関の要件 (事業法第 87 条等)

端末機器について、技術基準に適合していることの認定の事業を行う者は、次の基準のすべてを満たす場合に、総務大臣の登録を受けることができます。

- ・知識経験を有する者が認定を行うものであること
- ・較正等を受けた測定器等を使用して認定を行うものであること
- ・業務の公正な実施が可能であること

なお、登録にあたって、事業法、電波法等の違反等について欠格要件を定めています。

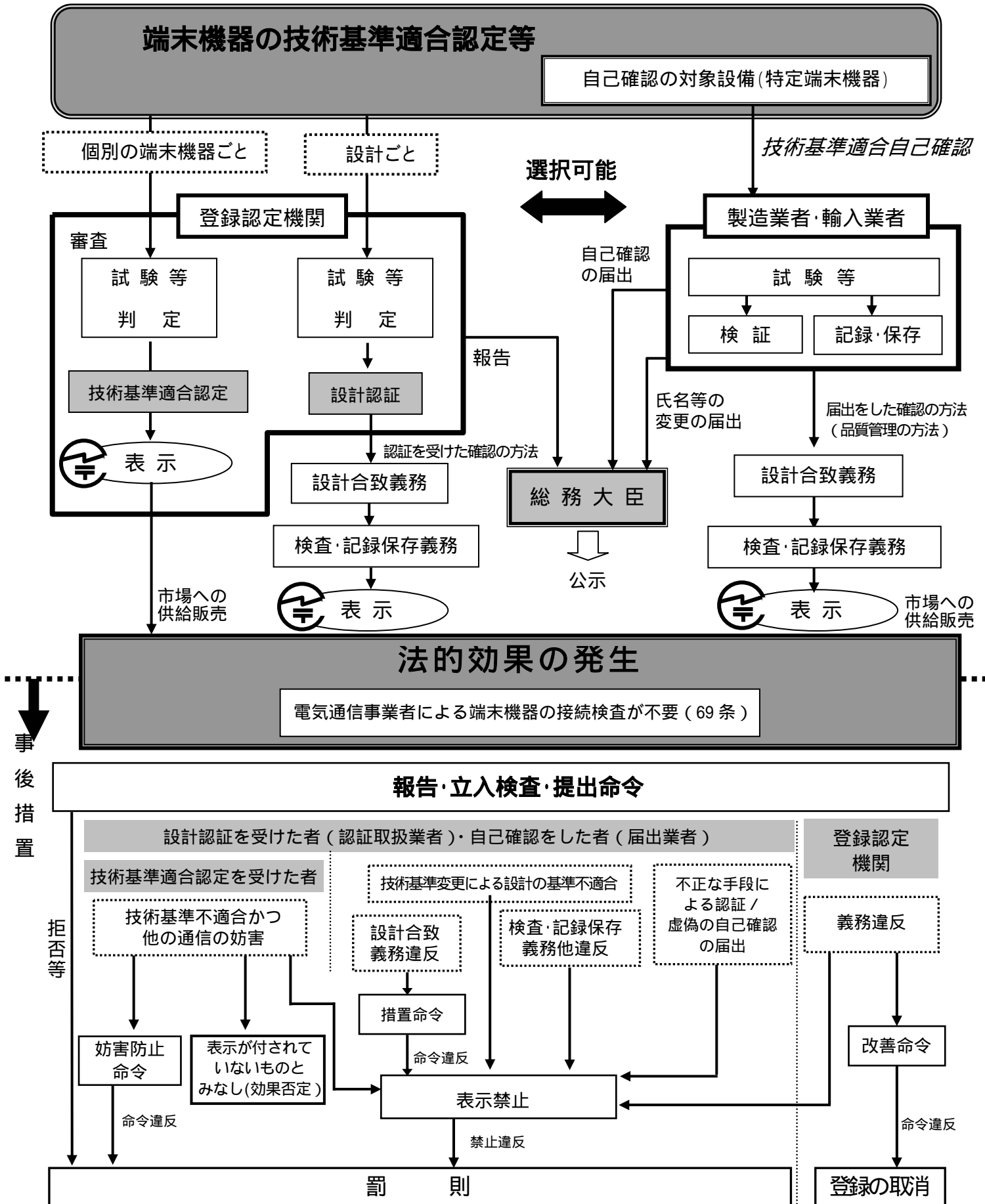
(6) 妨害防止命令等の事後措置 (事業法第 54 条)

基準不適合機器の発生等の事態に対しては、総務大臣は、関係者に対する妨害防止命令 (事業法第 54 条等)、表示が付されていないものとみなしの処分 (事業法第 55 条等)、措置命令 (事業法第 59 条等)、表示の禁止命令 (事業法第 60 条等)、報告徴収・立入検査等を実施し、必要に応じて、端末機器等の提出 (事業法第 167 条等) 等の行政処分を行います。

(7) 承認認定機関制度 (事業法第 104 条等)

外国の基準認証制度に基づいて当該外国において認証を行う認証機関が、総務大臣の承認を受けることにより、当該外国の製造業者等が取り扱う、我が国において使用される端末機器の技術基準適合認定及び設計の認証を行ったとき、当該端末機器を我が国の技術基準適合認定等を受けたものと同等のものとして法的効果を与えることとされています。

電気通信事業法の登録認定機関及び自己確認制度のフローチャート



技術基準の変更により設計が基準不適合となる場合、また外国取扱業者の場合は、報告拒否、虚偽報告、検査忌避したときも表示禁止の対象となる。
罰則として、他に紛らわしい表示違反

5 MRA法における基準認証制度の概要

(1) 我が国から外国へ輸出する場合の認証制度

相互承認に関する協定に基づき、我が国から外国（現在は協定の相手国である欧州共同体及びシンガポール共和国）へ輸出する電気通信機器について、総務大臣の認定を受けた国内の認証機関（認定適合性評価機関）が認証した結果を、外国は外国の認証機関が認証したものと同等のものとして受け入れます。 MRA: Mutual Recognition Agreement

認定適合性評価機関

国内の認証機関は、総務大臣等により、適合性評価機関として、認定を受けることができます（MRA法第3条）。

認定適合性評価機関は、国内の製造業者等の申請を受けて、外国の法令に定める電気通信機器について、外国の法令に定める技術基準への適合について審査を行い、認証を行います（MRA法第2条）。

(2) 外国から我が国へ輸入される場合の認証制度

外国（同）から我が国へ輸入される電気通信機器について、我が国は、外国の認証機関（登録外国適合性評価機関）が認証した結果を、国内の認証機関が認証したものと同等のものとして受け入れ、事業法・電波法における法的効果を与えます。

登録外国適合性評価機関

外国の認証機関は、外国の指定当局により、外国適合性評価機関として登録を受けることができます（MRA法第29条）。

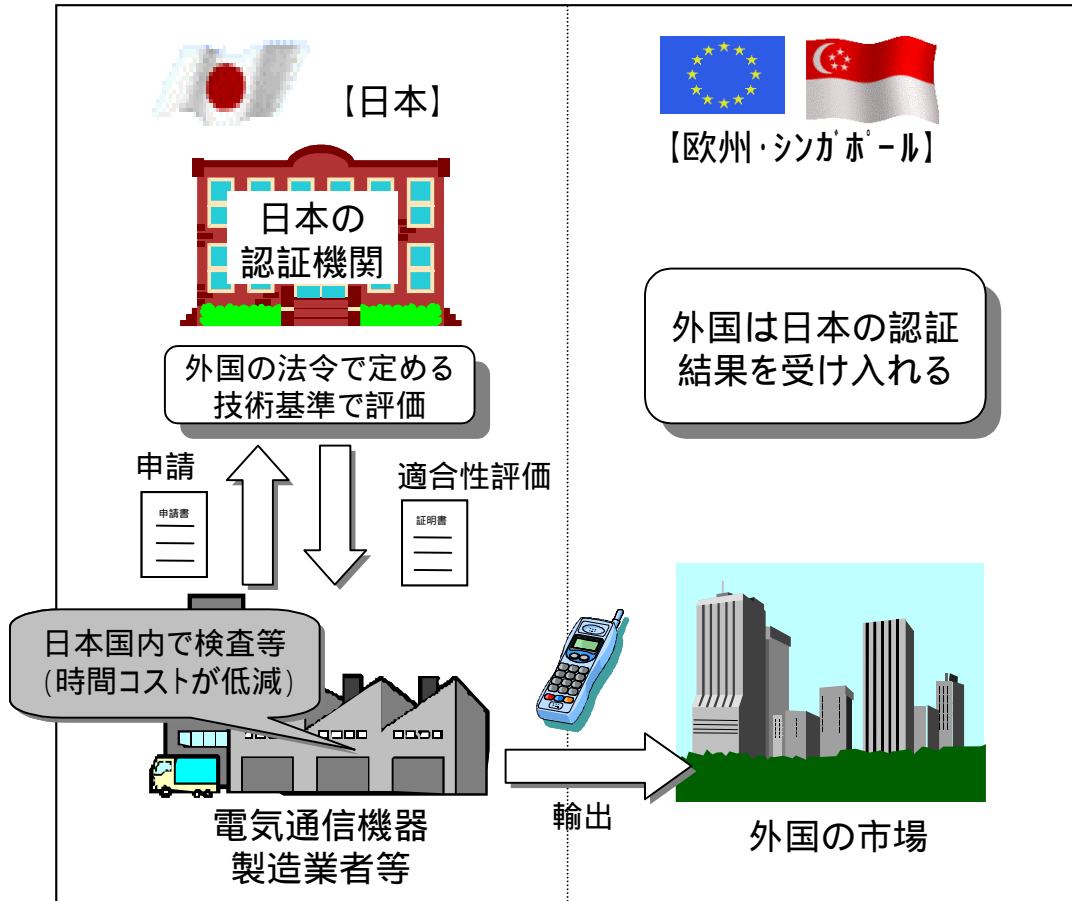
登録外国適合性評価機関は、外国の製造業者等の申請を受けて、端末機器・特定無線設備又はその設計・工事設計について事業法・電波法に定める技術基準への適合について審査を行います。審査の結果、適合していることが認証された場合、総務省令で定める表示を付します（設計・工事設計の認証の場合は、申請者が個々の端末機器・特定無線設備に表示を付します）（MRA法第31条～34条）。

事業法・電波法の特例

登録外国適合性評価機関が認証し表示が付された端末機器・特定無線設備については、登録認定機関又は登録証明機関が認証したものと同一端末機器・適合表示無線設備とみなします（MRA法第31条、33条）。

即ち、登録外国適合性評価機関の認証を受けた端末機器は、電気通信事業者による接続検査を受けずに、電気通信ネットワークに接続することができます。また、登録外国適合性評価機関の認証を受けた特定無線設備は、免許制度の特例措置として、簡易な免許手続き等が可能となります。

図 相互承認の概要（日本から輸出の場合）



第3章 登録証明機関による技術基準適合証明及び登録認定機関による技術基準適合認定の手続

1. 証明（認定）を受けるまでの手続

1.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 技術基準適合証明の手続【電波法第38条の6】

登録証明機関は、その登録に係る特定無線設備（小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの。参考資料の一覧表を参照）の技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあった場合には、審査を行い、特定無線設備が前章に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合証明を行います。

技術基準適合証明とは、無線設備が技術基準に適合しているか否かについての判定を無線設備の個別の機器ごとに行う制度です。

この登録証明機関に対する技術基準適合証明の求めは、誰でも行うことができます。

技術基準適合証明を受けるに際して登録証明機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録証明機関にお尋ね下さい。なお、無線設備の工事設計書の様式は、証明規則別表第2号で定められています。

(2) 技術基準適合証明の審査【電波法第38条の6、電波法第38条の8】

登録証明機関は、技術基準適合証明の求めがあった場合には、総務省令で定める方法で審査を行います。なお、登録証明機関は、特性試験に代えて外部試験結果を活用して審査を行うことができます。ただし、登録証明機関は、自己の責任で外部試験結果の受入れの適否について判断することになります。

登録証明機関は、特性試験における試験の一部を外部委託することができます。外部委託する場合は、試験業務の適正な実施等を担保するため、受託者との間で一定の事項について契約を締結する必要があります。

登録証明機関は、既に技術基準適合証明を受けた特定無線設備の工事設計等に基づく無線設備等についての技術基準適合証明に関しては、技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、登録証明機関の責任において、その審査の一部を省略することができます。

登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合証明のための審査を行わなければなりません。

登録証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、技術基準適合証明を受けた者の氏名や無線設備の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受け

たときは、それらの事項を公示します。

(3) 技術基準適合証明の拒否等の場合【電波法第 38 条の 14】

登録証明機関が技術基準適合証明を行うことを拒否するときは、理由を付した文書を交付して申し込みをした者にその旨を通知することとなっています。

技術基準適合証明を求めた者は、登録証明機関が審査を行わない場合又は登録証明機関の技術基準適合証明の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が技術基準適合証明のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合証明のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録証明機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録証明機関に対し、必要な命令を行います。

(4) 適合表示無線設備としての表示【電波法第 38 条の 7】

登録証明機関は、技術基準適合証明をしたときは、その特定無線設備に技術基準適合証明をした旨の表示を貼付します。技術基準適合証明を求めた者は貼付しません。

手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければなりません。これらに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

1.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 技術基準適合認定の手続【事業法第 53 条】

登録認定機関は、その登録に係る端末機器の技術基準適合認定を受けようとする者から求めがあった場合には、審査を行い、端末機器が事業法第 52 条第 1 項に定める技術基準に適合していると認めるときに限り、技術基準適合認定を行います。

技術基準適合認定とは、端末機器が技術基準に適合しているか否かについての判定を端末機器の個別の機器ごとに対して行う制度です。

この登録認定機関に対する技術基準適合認定の求めは、誰でも行うことができます。

技術基準適合認定を受けるに際して登録認定機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録認定機関にお尋ね下さい。

(2) 技術基準適合認定の審査【事業法第 53 条】

登録認定機関は、技術基準適合認定の求めがあった場合には、総務省令で定める方法で審査を行います。なお、登録認定機関は、試験に代えて外部試験結果を活用して審査を行うことができます。ただし、登録認定機関は、自己の責任で外部試験結果の受入れの適否について判断することになります。

登録認定機関は、試験における試験の全部又は一部を外部委託することができます。外部委託する場合は、試験業務の適正な実施等を担保するため、受託者との間で一定の事項について契約を締結する必要があります。

登録認定機関は、既に技術基準適合認定を受けた端末機器の設計等に基づく端末機器についての技術基準適合認定に関しては、技術基準適合認定を確実に行うことができる場合に限り、登録認定機関の責任において、その審査の一部を省略することができます。

登録認定機関は、その登録に係る技術基準適合認定を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく技術基準適合認定のための審査を行わなければなりません。

登録認定機関は、技術基準適合認定をしたときは、技術基準適合認定を受けた者の氏名や端末機器の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受けたときは、それらの事項を公示します。

(3) 技術基準適合認定の拒否等の場合【事業法第 98 条】

登録認定機関が技術基準適合認定を行うことを拒否するときは、理由を付した文書を交付して申し込みをした者にその旨を通知することとなっています。

技術基準適合認定を求めた者は、登録認定機関が審査を行わない場合又は登録認定機関の技術基準適合認定の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録認定機関が技術基準適合認定のための審査を行うこと又は改めて技術基準適合認定のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録認定機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録認定機関に対し、必要な命令を行います。

(4) 法令に従って端末機器に貼付する表示【事業法第 53 条、同法第 187 条】

登録認定機関は、技術基準適合認定をしたときは、その端末機器に技術基準適合認定をした旨の表示を貼付します。技術基準適合認定を求めた者は貼付しません。

法令に従って表示を貼付された端末機器は、法律上特別な地位が与えられることになり、当該端末機器の利用者は、電気通信事業者による接続の検査を受ける必要はなくなるという効果が生じます。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において端末機器

にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。

2. 証明（認定）を受けた後の手続（変更届出の義務）

2.1 特定無線設備の基準認証制度関連【証明規則第6条】

登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して10年を経過するまでの間、氏名又は住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

2.2 端末機器の基準認証制度関連【認定規則第8条】

登録認定機関による技術基準適合認定を受けた者は、技術基準適合認定を受けた日から起算して10年を経過するまでの間、氏名又は住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

3. 事後措置

3.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 登録証明機関の義務【証明規則第6条】

登録証明機関は、技術基準適合証明を受けた者が不正な手段により技術基準適合証明を受けたことを知ったとき又は証明員が法律の規定に違反して技術基準適合証明のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する義務があります。

(2) 技術基準適合証明を受けた者の立入検査【電波法第38条の20】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、技術基準適合証明を受けた者に対し、技術基準適合証明に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、技術基準適合証明を受けた者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 特定無線設備等の提出【電波法第38条の21】

総務大臣は、(2)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があったときは、技術基準適合証明を受けた者に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることが

できます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 表示が付されていないものとみなす処分【電波法第 38 条の 23】

技術基準適合証明に係る表示が付されている無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その無線設備は、適合表示無線設備としての表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(5) 妨害等防止命令【電波法第 38 条の 22】

総務大臣は、技術基準適合証明に係る無線設備であって表示が付されているものが、電波法第 3 章の定める技術基準に適合しておらず、かつ、その無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、技術基準適合証明を受けた者に対し、その無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

3.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 登録認定機関の義務【認定規則第 8 条】

登録認定機関は、技術基準適合認定を受けた者が不正な手段により技術基準適合認定を受けたことを知ったとき又は認定員が法律の規定に違反して技術基準適合認定のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告する義務があります。

(2) 技術基準適合認定を受けた者の立入検査【事業法第 166 条】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、技術基準適合認定を受けた者に対し、技術基準適合認定に係る端末機器に関し報告させ、又はその職員に、技術基準適合認定を受けた者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 端末機器等の提出【事業法第 167 条】

総務大臣は、(2)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の

場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機器又は当該端末機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、技術基準適合認定を受けた者に対し、期限を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 表示が付されていないものとみなす処分【事業法第 55 条】

技術基準適合認定に係る表示が付されている端末機器が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その端末機器は法令に従った表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(5) 妨害防止命令【事業法第 54 条】

総務大臣は、技術基準適合認定に係る端末機器であって表示が付されているものが、事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、その端末機器の使用により他者の通信への妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、技術基準適合認定を受けた者に対し、その端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

第4章 登録証明機関による工事設計認証及び登録認定機関による設計認証の手続

1. 認証を受けるまでの手続

1.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 工事設計認証の手続【電波法第38条の24】

登録証明機関は、特定無線設備を取り扱うことを業とする者から求めがあった場合には、その特定無線設備を、前章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む）について認証（以下「工事設計認証」）します。

工事設計認証とは、無線設備が技術基準に適合しているか否かの判定について、無線設備の工事設計（設計図、タイプ）及び業者の無線設備の取扱い段階の品質管理方法を対象として行う認証です。将来その設備が生産等される予定の「設計図」と、設計図どおりに適切に生産等が行われることを確保する「品質管理」を対象として認証いたしますので、無線設備の個別の機器ごとに対して行う技術基準適合証明とは異なります。

特定無線設備の製造、販売、輸入、工事、修理、点検、加工等の取扱いを行う業者であれば、登録証明機関に工事設計認証を求めることができます。ただし、一般個人が業としてではなく自分で使用するための無線設備について工事設計認証を求めることはできません。

工事設計認証を受けるに際して登録証明機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録証明機関にお尋ね下さい。なお、無線設備の工事設計書の様式は、証明規則別表第2号で定められています。

(2) 工事設計認証の審査【電波法第38条の24、同法第38条の8】

登録証明機関は、工事設計認証の求めがあった場合には、総務省令で定める方法で審査を行い、

その工事設計が電波法第3章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、その工事設計に基づき生産等を行う特定無線設備のいずれもがその工事設計に合致するものとなることを確保することができることを認めるときに限り、工事設計認証を行います。

登録証明機関は、技術基準適合証明の審査の場合と同様に、外部試験結果を活用することができ、また、特性試験における試験の一部を外部委託することができます。

登録証明機関は、既に技術基準適合証明を受けた特定無線設備の工事設計等（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む）に関して、軽微な変更を行った工事設計に基づく特定無線設備についての工事設計認証に関しては、工事設計認証を確実に行うことができる場合に限り、登録証明機関に責任において、その審査の一部を省略することができます。

登録証明機関は、その登録に係る工事設計認証を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく工事設計認証のための審査を行わなければなりません。

登録証明機関は、工事設計認証をしたときは、工事設計認証を受けた者の氏名や無線設備の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受けたときは、それらの事項を公示します。

(3) 工事設計認証の拒否等の場合【電波法第 38 条の 14】

登録証明機関が工事設計認証を拒否するときは、その旨を理由を付した文書を交付して申し込みをした者に通知することとなっています。

工事設計認証を求めた者は、登録証明機関が審査を行わない場合又は登録証明機関の工事設計認証の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録証明機関が工事設計認証のための審査を行うこと又は改めて工事設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録証明機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録証明機関に対し、必要な命令を行います。

1.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 設計認証の手続【事業法第 56 条】

登録認定機関は、端末機器を取り扱うことを業とする者から求めがあった場合には、その端末機器を、技術基準に適合するものとして、その設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む）について認証（以下「設計認証」）します。

設計認証とは、端末機器が技術基準に適合しているか否かの判定について、端末機器の設計（設計図、タイプ）及び業者の端末機器の取扱い段階の品質管理方法を対象として行う認証です。将来その機器が生産等される予定の「設計図」と、設計図どおりに適切に生産等が行われることを確保する「品質管理」を対象として認証いたしますので、端末機器の個別の機器ごとに対して行う技術基準適合認定とは異なります。

端末機器の製造、販売、輸入、修理、点検、加工等の取扱いを行う業者であれば、登録認定機関に設計認証を求めることができます。ただし、一般個人が業としてではなく自分で使用するための端末機器について設計認証を求めることはできません。

設計認証を受けるに際して登録認定機関に提出すべき書類等の詳細については、それぞれの登録認定機関にお尋ね下さい。

(2) 設計認証の審査【事業法第 56 条、同法第 91 条】

登録認定機関は、設計認証の求めがあった場合には、総務省令で定める方法で審査を行い、

その設計が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合するものであり、かつ、その設計に基づき生産等を行う端末機器のいずれもがその設計に合致するものとなることを確保することができるかと認めるときに限り、設計認証を行います。

登録認定機関は、技術基準適合認定の審査の場合と同様に、外部試験結果を活用することができ、また、試験の全部又は一部を外部委託することができます。

登録認定機関は、その登録に係る設計認証を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく設計認証のための審査を行わなければなりません。

登録認定機関は、設計認証をしたときは、設計認証を受けた者の氏名や端末機器の種別等の事項を総務大臣に報告することとなっており、総務大臣は、報告を受けたときは、それらの事項を公示します。

(3) 設計認証の拒否等の場合【事業法第 103 条、同法第 98 条】

登録認定機関が設計認証を拒否するときは、理由を付した文書を交付して申し込みをした者にその旨を通知することとなっています。

設計認証を求めた者は、登録認定機関が審査を行わない場合又は登録認定機関の設計認証の結果に異議のある場合は、総務大臣に対し、登録認定機関が設計認証のための審査を行うこと又は改めて設計認証のための審査を行うことを命ずべきことを申請することができます。

総務大臣は、この申請があった場合において、当該申請に係る登録認定機関が法律の規定に違反していると認めるときは、登録認定機関に対し、必要な命令を行います。

2. 認証を受けた後の手続

2.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 工事設計合致義務【電波法第 38 条の 25 第 1 項】

登録証明機関による工事設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」）は、工事設計認証に係る工事設計（以下「認証工事設計」）に基づく特定無線設備を取り扱う場合においては、その特定無線設備を認証工事設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 特定無線設備の検査・記録保存義務【電波法第 38 条の 25 第 2 項】

認証取扱業者は、(1)の義務を履行するため、工事設計認証を受けた「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その取扱いに係る無線設備について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。

検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査に係る工事設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した責任者の氏名
- 四 検査を行った特定無線設備の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 適合表示無線設備としての表示【電波法第 38 条の 26】

認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について、(2)の義務を履行したときに初めて、その無線設備に適合表示無線設備としての表示を貼付することができます。

表示は、証明規則様式第 7 号により、特定無線設備の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければなりません。これらに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 変更届出の義務【証明規則第 17 条】

認証取扱業者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間、氏名や住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。ただし、その特定無線設備の取扱いを既に終了しているときは、不要です。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

認証取扱業者は、認証工事設計の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、登録証明機関による新たな工事設計認証を取得しなければなりません。(認証工事設計の内容の変更は、変更届出の対象にはなりません。)

2.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 設計合致義務【事業法第 57 条第 1 項】

登録認定機関による設計認証を受けた者（以下「認証取扱業者」）は、設計認証に係る設計（以下「認証設計」）に基づく端末機器を取り扱う場合においては、その端末機器を認証設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 端末機器の検査・記録保存義務【事業法第 57 条第 2 項】

認証取扱業者は、（1）の義務を履行するため、設計認証を受けた「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その取扱いに係る端末機器について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければなりません。

検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査に係る設計認証番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を行った責任者の氏名
- 四 検査の方法
- 五 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 法令に従って端末機器に貼付した表示【事業法第 58 条】

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について、（2）の義務を履行したときに初めて、その端末機器に法令に従った表示を貼付することができます。

表示は、認定規則様式第 7 号により、端末機器の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した端末機器については、当該端末機器の利用者が、電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際の接続検査が不要となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において端末機器にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。

(4) 変更届出の義務【認定規則第 19 条】

認証取扱業者は、認証設計に基づく端末機器について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間、氏名や住所等に変更があったときは、遅滞なく、変更届出書を総務大臣に提出しなければなりません。ただし、その端末機器の取扱いを既に終了しているときは、不要です。

総務大臣は、変更届出があった場合には、変更内容を公示します。

認証取扱業者は、認証設計の内容を変更しようとするときは、登録認定機関による新たな設計認証を取得しなければなりません。（認証設計の内容の変更は、変更届出の対象にはなりません。）

3. 事後措置

3.1 特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 登録証明機関の義務【証明規則第 17 条】

登録証明機関は、認証取扱業者が不正な手段により工事設計認証を受けたことを知ったとき又は証明員が法律の規定に違反して工事設計認証のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければなりません。また、登録証明機関は、認証工事設計に基づく適合表示無線設備が法第 3 章に定める技術基準に適合していないことを知ったときは、その旨も総務大臣に報告する義務があります。

(2) 認証取扱業者の立入検査【電波法第 38 条の 29 で準用する法第 38 条の 20】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、認証取扱業者の事業所に立ち入り、当該特定無線設備その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 特定無線設備等の提出【電波法第 38 条の 29 で準用する法第 38 条の 21】

総務大臣は、(2) の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定無線設備又は当該特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、認証取扱業者に対し、期限を定めて、当該特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 措置命令【電波法第 38 条の 27】

総務大臣は、認証取扱業者が工事設計合致義務に違反していると認める場合には、認証取扱業者に対し、工事設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(5) 表示の禁止の処分【電波法第 38 条の 28】

総務大臣は、次に該当する場合には、認証取扱業者に対し、2 年以内の期間を定めて、そ

れぞれに定める認証工事設計又は工事設計に基づく特定無線設備に前条の表示を付することを禁止することができます。

- 一 認証工事設計に基づく特定無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき(第6号に掲げる場合を除く。)。【当該特定無線設備の認証工事設計】
- 二 認証取扱業者が検査・記録義務に違反したとき。
【当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計】
- 三 認証取扱業者が措置命令に違反したとき。
【当該違反に係る特定無線設備の認証工事設計】
- 四 認証取扱業者が不正な手段により登録証明機関による工事設計認証を受けたとき。
【当該工事設計認証に係る工事設計】
- 五 登録証明機関が法第38条の24第2項の規定又は同条第3項において準用する法第38条の8第2項の規定に違反して工事設計認証をしたとき。
【当該工事設計認証に係る工事設計】
- 六 電波法第3章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に工事設計認証を受けた工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。
【当該工事設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【電波法第38条の29で準用する法第38条の23】

工事設計認証に係る表示が付されている無線設備が電波法第3章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その無線設備は、適合表示無線設備としての表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害等防止命令【電波法第38条の29で準用する法第38条の22】

総務大臣は、工事設計認証に係る無線設備であって表示が付されているものが、電波法第3章の定める技術基準に適合しておらず、かつ、その無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、その無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

3.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 登録認定機関の義務【認定規則第19条】

登録認定機関は、認証取扱業者が不正な手段により設計認証を受けたことを知ったとき又は認定員が法律の規定に違反して設計認証のための審査を行ったことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければなりません。また、登録認定機関は、認証設計に基づき法令に従った表示を貼付した端末機器が事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していないことを知ったときは、その旨も総務大臣に報告する義務があります。

(2) 認証取扱業者の立入検査【事業法第166条】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、設計認証に係る端末機器に関し報告させ、又はその職員に、認証取扱業者の事業所に立ち入り、当該端末機器その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 端末機器等の提出【事業法第167条】

総務大臣は、(2)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる端末機器又は当該端末機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、認証取扱業者に対し、期限を定めて、当該端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

(4) 措置命令【事業法第59条】

総務大臣は、認証取扱業者が設計合致義務に違反していると認める場合には、認証取扱業者に対し、設計認証に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(5) 表示の禁止の処分【事業法第60条】

総務大臣は、次に該当する場合には、認証取扱業者に対し、2年以内の期間を定めて、それぞれに定める認証設計又は設計に基づく端末機器に表示を付することを禁止することができます。

- 一 認証設計に基づく端末機器が事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認

- めるとき（第6号に掲げる場合を除く。）。 【当該端末機器の認証設計】
- 二 認証取扱業者が事業法第57条第2項に違反したとき。 【当該違反に係る端末機器の認証設計】
- 三 認証取扱業者が措置命令に違反したとき。 【当該違反に係る端末機器の認証設計】
- 四 認証取扱業者が不正な手段により登録認定機関による設計認証を受けたとき。 【当該設計認証に係る設計】
- 五 登録認定機関が事業法第56条第2項の規定又は第103条において準用する第91条第2項の規定に違反して設計認証をしたとき。 【当該設計認証に係る設計】
- 六 事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に設計認証を受けた設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。 【当該設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【事業法第61条で準用する同法第55条】

設計認証に係る表示が付されている端末機器が事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その端末機器は、法令に従った表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害防止命令【事業法第61条で準用する同法第54条】

総務大臣は、設計認証に係る端末機器であって表示が付されているものが、事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、その端末機器の使用により他者の通信への妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、認証取扱業者に対し、その端末機器による妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1億円以下の罰金刑の法人重課があります。

4. 外国取扱業者

4.1 特定無線設備の基準認証制度関連

工事設計認証を受けた認証取扱業者が外国取扱業者である場合における各種の規定を行

っている。【電波法第 38 条の 30】

4.2 端末機器の基準認証制度関連

設計認証を受けた認証取扱業者が外国取扱業者である場合における各種の規定を行っている。【事業法第 62 条】

第5章 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認を行おうとする者及び 特定端末機器の技術基準適合自己確認を行おうとする者の手続

1. 届出の手続

1.1 特別特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 技術基準適合自己確認の方法【電波法第38条の33第1・2項】

特別特定無線設備の製造業者又は輸入業者は、その特別特定無線設備を、電波法3章に定める技術基準に適合するものとして、その工事設計（当該工事設計に合致することの確認の方法を含む）について自ら確認することができます。

特別特定無線設備は、特定無線設備のうち、無線設備の技術基準、使用の態様等を勘案して、他の無線局の運用を著しく阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令（証明規則第2条第2項）で定めます。具体的には、携帯電話端末、PHS端末、コードレス電話、デジタルコードレス電話を対象としています（平成16年2月現在）。

製造業者又は輸入業者は、検証を行い、その特別特定無線設備の工事設計が前章に定める技術基準に適合するものであり、かつ、当該工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができると認めるときに限り、技術基準適合自己確認を行うことができます。

検証の具体的な方法は、証明規則別表第5号で詳細に規定されています。

(2) 届出書類【電波法第38条の33第3項】

自己確認の届出は、特別特定無線設備の製造業者又は輸入業者のみが認められています。例えば、個人が自分で使用する無線設備について届出を行うことはできません。

製造業者又は輸入業者であれば、届出に際して特別な能力を求められることはありません。ただし、民間能力に信頼する技術基準適合自己確認制度の趣旨に鑑み、法令で定められた特性試験や品質管理を確実に実施する能力や組織体制を有していることを強く望まれます。さらに、基準不適合機器が使用された場合には、無線通信への混信・妨害等が発生し、それによる多大な社会的被害が発生するおそれがありますが、そのような事態に対して損害賠償を行う等、自己責任を果たす担保があることが望まれます。

製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができます。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計

三 前項の検証の結果の概要

四 第2号の工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致することの確認の方法

五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの
特別特定無線設備の型式又は名称

特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入業者にあつては、特別特定無線設備の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地）

第1項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第24条の2第4項第2号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行つた年月日及び較正等を行つた者の氏名又は名称

自己確認の届出を行わなければ適合表示無線設備としての「表示」を貼付することができないこととなりますが、届出自体は、自己確認を行った製造業者又は輸入業者の自由です。また、製造業者又は輸入業者は、自由な判断により登録証明機関による工事設計認証も受けることもできます。

総務大臣に提出する書類（技術基準適合自己確認に係る確認方法書を除く。）は、日本語で作成しなければなりません。（以下同じ。）

届出書類の準備や技術基準適合自己確認の検証の方法等については、必要に応じて、専門的経験を有する登録証明機関にご相談下さい。

(3) 届出番号と公示【電波法第38条の33第6項等】

総務大臣は、技術基準適合自己確認の届出があり、その届出を受理した時には届出者に「届出番号」を通知します。

技術基準適合自己確認の届出があつたときは、次の事項を公示します。変更届出があつた場合も、その旨を公示します。

- 一 届出業者の氏名又は名称
- 二 特別特定無線設備の種別
- 三 技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の型式又は名称
- 四 届出番号
- 五 電波の型式、周波数及び空中線電力
- 六 届出の年月日

(4) 記録保存義務【電波法第38条の33第4項】

技術基準適合自己確認の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、次の事項について、検証記録を作成し、これを保存する義務があります。

- 一 届出番号
- 二 特性試験を行った際に用いた試験方法
- 三 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
- 四 特性試験に係る試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び受託者と締結した取決め事項
- 五 検証の経過（特性試験にあつては、試験項目ごとの試験結果を含む）及び結果

検証記録には、技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものを添付しなければなりません。

検証記録は、検査を最後に行った日から10年間保存しなければならない義務があります。また、この検証記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合は、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

技術基準適合自己確認制度の手続 (届出まで)

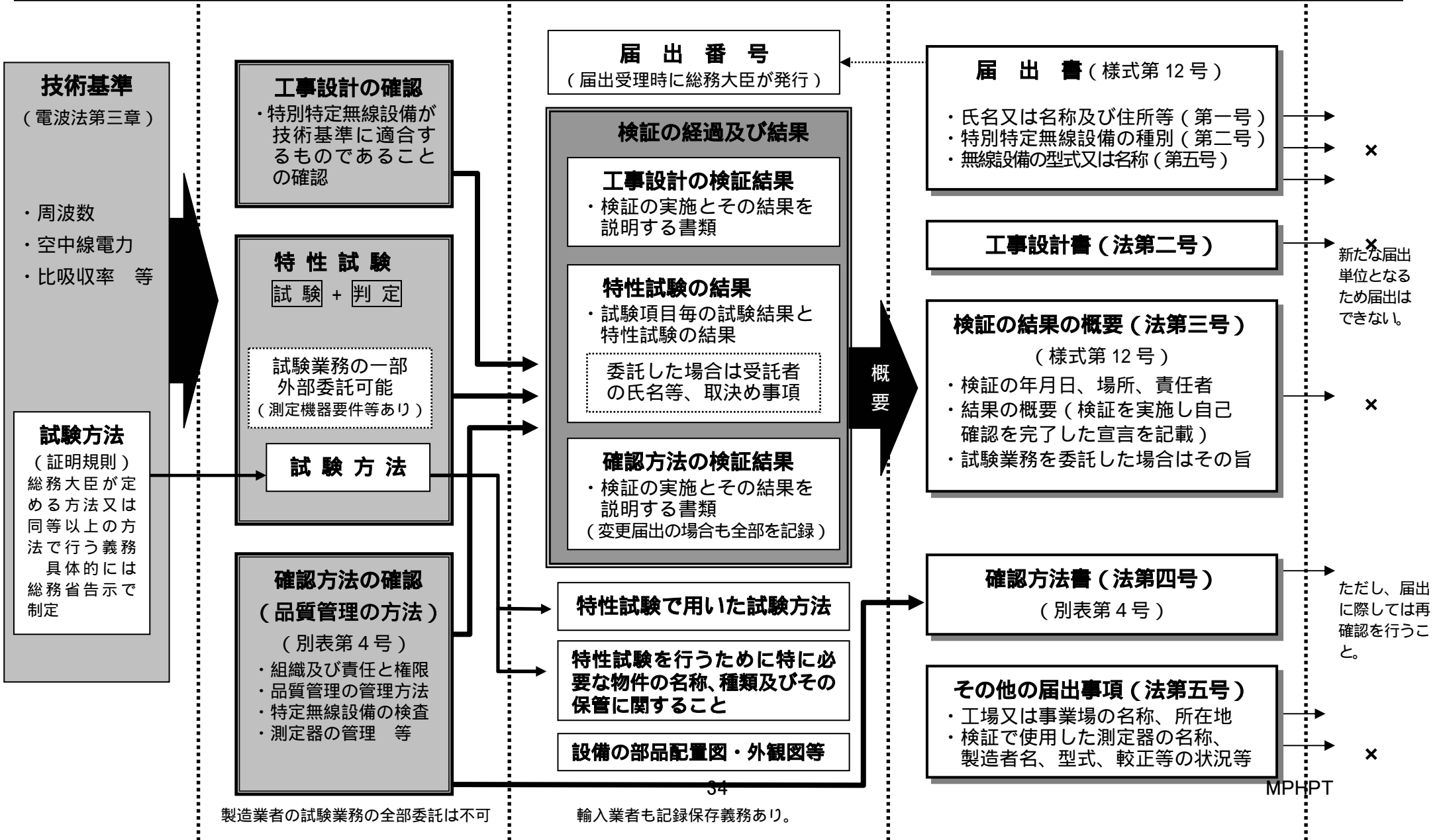
技術基準
(電波法第三章)

検証の方法
(証明規則の別表第5号)

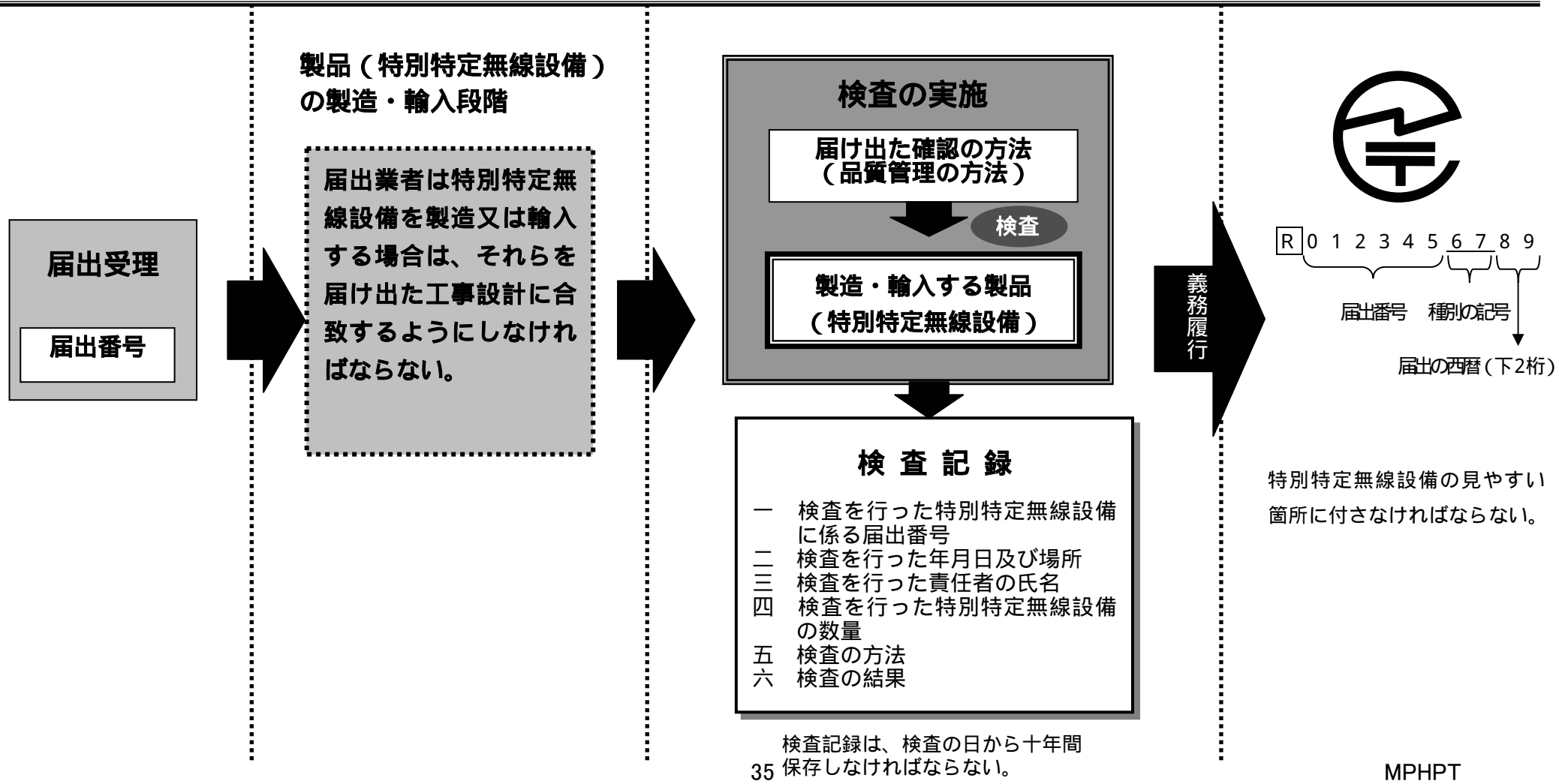
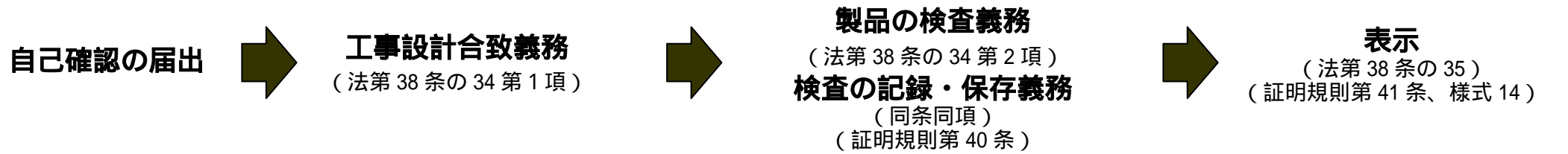
記録・保存義務
(法第38条の33第4項)
(証明規則第39条第4項)

自己確認の届出
(同条第3項)
(証明規則第39条第2項)

変更届出
(同条第5項)



技術基準適合自己確認制度の手続 (届出後)



1.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 技術基準適合自己確認の方法【事業法第63条第1・2項】

特定端末機器の製造業者又は輸入業者は、その特定端末機器を技術基準に適合するものとして、その設計（当該設計に合致することの確認の方法を含む）について自ら確認することができます。

特定端末機器は、端末機器のうち、端末機器の技術基準、使用の態様等を勘案して、他者の通信への妨害を与えるおそれが少ないものとして総務省令（認定規則第3条第2項）で定めます。

製造業者又は輸入業者は、検証を行い、

その特定端末機器の設計が技術基準に適合するものであり、
かつ、

当該設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致するものとなることを確保することができるものと認めるとき
に限り、技術基準適合自己確認を行うことができます。

検証の具体的な方法は、認定規則別表第4号で詳細に規定されています。

(2) 届出書類【事業法第63条第3項】

自己確認の届出は、特定端末機器の製造業者又は輸入業者のみが認められています。例えば、個人が自分で使用する端末機器について届出を行うことはできません。

製造業者又は輸入業者であれば、届出に際して特別な能力を求められることはありません。ただし、民間能力を信頼する技術基準適合自己確認制度の趣旨に鑑み、法令で定められた試験や品質管理を確実に実施する能力や組織体制を有することが強く望まれます。さらに、基準不適合機器が使用された場合には、他者の通信への妨害等が発生し、それによる多大な社会的被害が発生するおそれがありますが、そのような事態に対して損害賠償を行う等、自己責任を果たす担保があることが望まれます。

製造業者又は輸入業者は、技術基準適合自己確認をしたときは、次に掲げる事項を総務大臣に届け出ることができます。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 技術基準適合自己確認を行った特定端末機器の種別及び設計
- 三 前項の検証の結果の概要
- 四 第2号の設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法
- 五 その他技術基準適合自己確認の方法等に関する事項で総務省令で定めるもの

特定端末機器の名称

特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入業者にあっては、特定端末機器の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特定端末機器を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が事業法第 69 条第 1 項第 2 号ニに該当する場合は、その測定器等を較正等した事業法別表第 2 に掲げる測定器等の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

自己確認の届出を行わなければ法令に従った「表示」を貼付することができないこととなりますが、届出自体は、自己確認を行った製造業者又は輸入業者の自由です。また、製造業者又は輸入業者は、自由な判断により登録認定機関による設計認証を受けることもできます。

総務大臣に提出する書類（技術基準適合自己確認に係る確認方法書を除く。）は、日本語で作成しなければなりません。（以下同じ。）

届出書類の準備や技術基準適合自己確認の検証の方法等については、必要に応じて、専門的経験を有する登録認定機関にご相談下さい。

(3) 届出番号と公示【事業法第 63 条第 6 項等】

総務大臣は、技術基準適合自己確認の届出があり、その届出を受理した時には届出者に「届出番号」を通知します。

技術基準適合自己確認の届出があったときは、次の事項を公示します。変更届出があった場合も、その旨を公示します。

- 一 届出業者の氏名又は名称
- 二 特定端末機器の種別
- 三 特定端末機器の名称
- 四 届出番号
- 五 届出の年月日

(4) 記録保存義務【事業法第 63 条第 4 項】

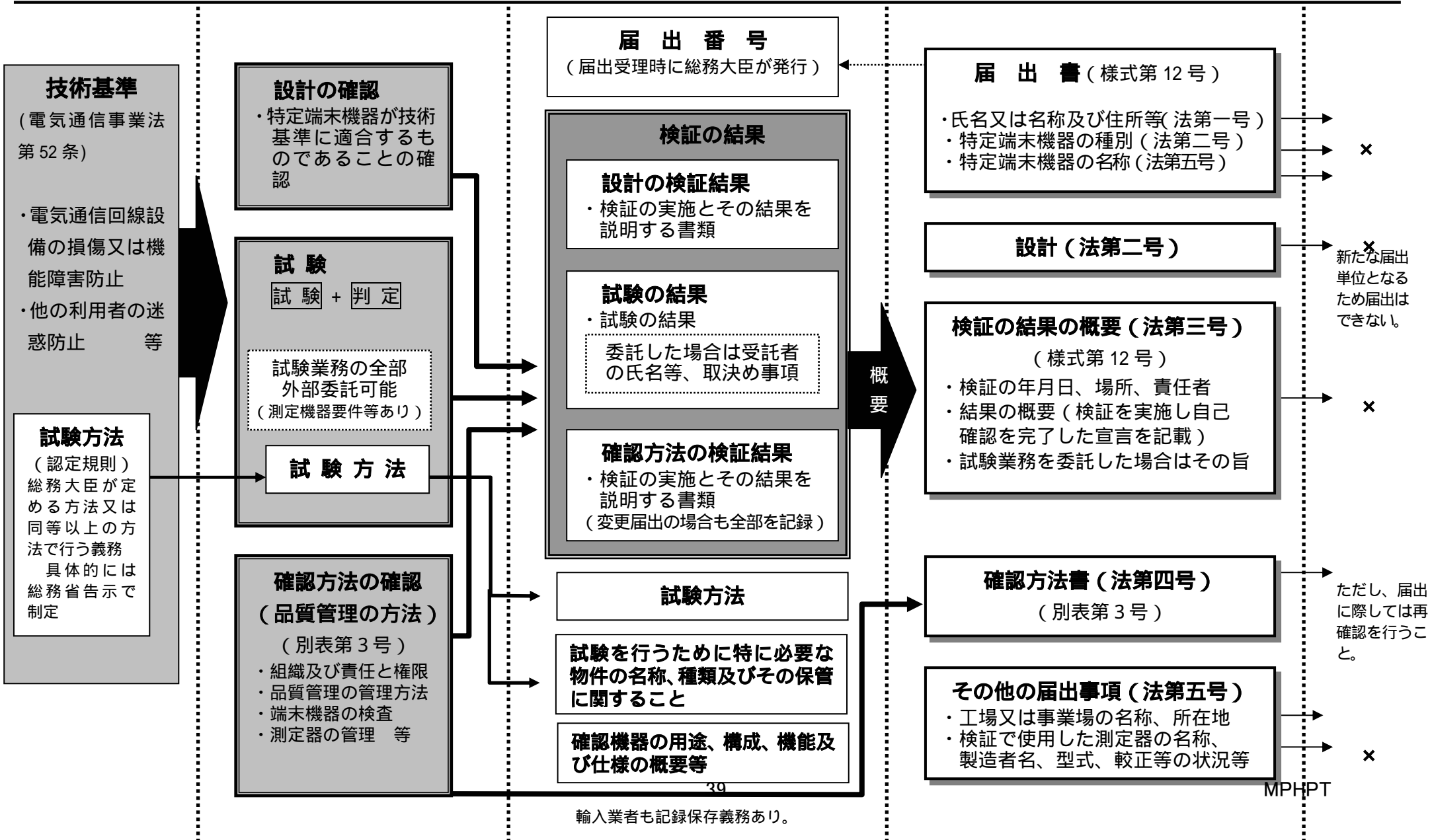
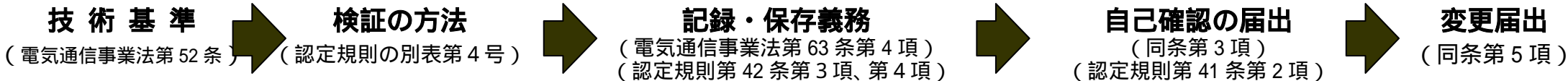
特定端末機器について、技術基準適合自己確認の届出をした者（以下「届出業者」という。）は、次の事項について、検証記録を作成し、これを保存する義務があります。

- 一 届出番号
- 二 試験を行った際に用いた試験方法
- 三 試験用プログラム、コネクタその他の試験の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
- 四 試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び受託者と締結した取決め事項
- 五 検証の結果

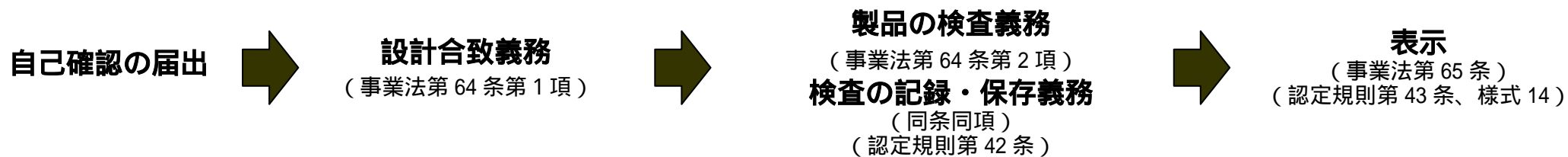
検証記録は、検査を最後に行った日から 10 年間保存しなければならない義務があります。また、この検証記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合は、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することが

できる状態であることが必要です。

技術基準適合自己確認制度の手続 (届出まで)

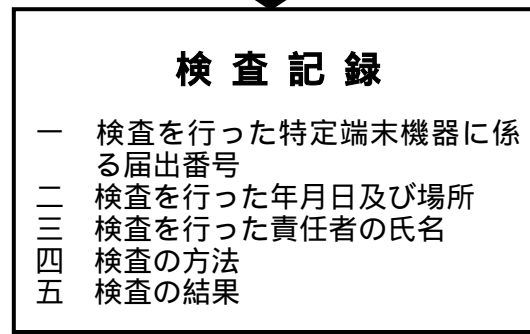
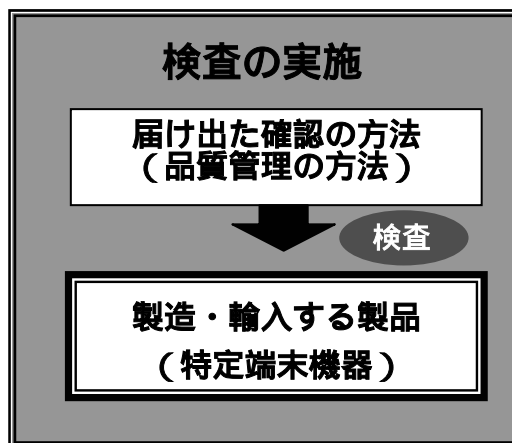
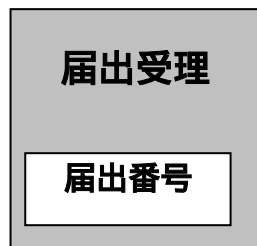


技術基準適合自己確認制度の手続 (届出後)

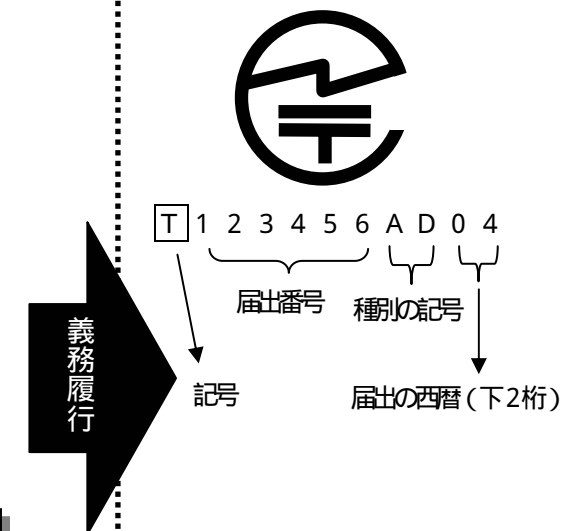


製品(特定端末機器)の製造・輸入段階

届出業者は特定端末機器を製造又は輸入する場合は、それらを届け出た設計に合致するようにならなければならない。



検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。



特定端末機器の見やすい箇所に付さなければならない。

2.届出後の手続

2.1 特別特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 工事設計合致義務【電波法第 38 条の 34 第 1 項】

届出業者は、技術基準適合自己確認の届出に係る工事設計（「届出工事設計」）に基づく特別特定無線設備を製造し、又は輸入する場合には、その無線設備を届出工事設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 特別特定無線設備の検査・記録保存義務【電波法第 38 条の 34 第 2 項】

届出業者は、(1)の義務を履行するため、技術基準適合自己確認の届出をした「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その製造又は輸入に係る無線設備について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければならない義務があります。

検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査を行った特別特定無線設備に係る届出番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した責任者の氏名
- 四 検査を行った特別特定無線設備の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 適合表示無線設備としての表示【電波法第 38 条の 35】

届出業者は、届出工事設計に基づく特別特定無線設備について、(2)の義務を履行したときに初めて、その無線設備に適合表示無線設備としての表示を付することができます。

表示は、証明規則様式第 14 号により、技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として、法律上特別な地位が与えられることになり、例えば、適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。また、表示が付されている無線設備について、改造等の変更の工事をした者は、その表示を除去しなければならないとあります。これらに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

す。

(4) 変更届出の義務【電波法第 38 条の 33 第 5 項】

届出業者は、届出事項（法第 38 条の 33 第 3 項各号（第 2 号及び第 3 号を除く））に掲げる事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る義務があります。総務大臣は、変更届出があった場合には、技術基準適合自己確認の届出の際の公示内容に変更がある場合には、その内容を公示します。

届出業者が届出を行わなければならない期間は、届出に係る工事設計に基づく特別特定無線設備について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの期間です。ただし、特別特定無線設備の製造又は輸入を既に終了しているときは、その特別特定無線設備については、不要です。

変更届出を提出しようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第 13 号の届出書を総務大臣に提出しなければなりません。

- 一 変更した事項
- 二 変更した年月日
- 三 変更の理由

届出業者は、「確認の方法」に係る変更届出をしようとするときは、あらかじめ確認の方法の検証を行い、検証に係る記録を作成するとともに、変更後の確認方法書の全文を添付して総務大臣に届け出なければなりません。

届出業者は、届出した工事設計の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、登録証明機関による新たな工事設計認証を取得するか、又は新たな自己確認の届出をしなければなりません。（工事設計の内容の変更は、変更届出の対象にはなりません。）

2.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 設計合致義務【事業法第 64 条第 1 項】

届出業者は、技術基準適合自己確認の届出に係る設計（「届出設計」）に基づく特定端末機器を製造し、又は輸入する場合には、その端末機器を届出設計に合致するようにしなければならない義務があります。

(2) 特定端末機器の検査・記録保存義務【事業法第 64 条第 2 項】

届出業者は、(1)の義務を履行するため、技術基準適合自己確認の届出をした「確認の方法」（品質管理に関する方法）に従い、その製造又は輸入に係る端末機器について検査を行い、その検査記録を作成し、保存しなければならない義務があります。

特定端末機器について、検査記録の項目は次のとおりで、検査の日から 10 年間保存しなければなりません。

- 一 検査を行った特定端末機器に係る届出番号
- 二 検査を行った年月日及び場所
- 三 検査を実施した責任者の氏名
- 四 検査方法
- 五 検査の結果

検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができますが、この場合においては、電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる状態であることが必要です。

(3) 法令に従って端末機器に貼付した表示【事業法第 65 条】

届出業者は、届出設計に基づく特定端末機器について、(2)の義務を履行したときに初めて、その端末機器に法令に従った表示を付することができます。

表示は、認定規則様式第 14 号により、技術基準適合自己確認をした特定端末機器の見やすい箇所に付さなければなりません。

手続に従って表示を貼付した特定端末機器については、当該特定端末機器の利用者が、電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際の接続検査が不要となります。

何人も、法律に基づく手続により表示を付する場合を除くほかは、国内において端末機器にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されています。これに違反した場合は、50 万円以下の罰金に処せられることがあります。

3. 事後措置

3.1 特別特定無線設備の基準認証制度関連

(1) 届出業者の立入検査【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 20】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、届出業者に対し、届出に係る特別特定無線設備に関し報告させ、又はその職員に、届出業者の事業所に立ち入り、当該特別特定無線設備その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2) 特別特定無線設備等の提出【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 21】

総務大臣は、(1)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特別特定無線設備又は当該特別特定無線設備の検査を行うために特に必要な物件があつたときは、届出業者に対し、期限を定めて、当該特別特定無線設備又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 措置命令【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 27】

総務大臣は、届出業者が工事設計合致義務に違反していると認める場合には、届出業者に対し、届出に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(4) 表示の禁止の処分【電波法第 38 条の 36】

総務大臣は、次に該当する場合には、届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、それぞれに定める届出工事設計又は工事設計に基づく特別特定無線設備に前条の表示を付することを禁止することができます。

一 届出工事設計に基づく特別特定無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第 5 号に掲げる場合を除く。）。

【当該特別特定無線設備の届出工事設計】

二 届出業者が技術基準適合自己確認の届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

【当該虚偽の届出に係る工事設計】

三 届出業者が法第 38 条の 33 第 4 項又は第 38 条の 34 第 2 項の規定に違反したとき。

【当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計】

四 届出業者が法第 38 条の 38 において準用する第 38 条の 27 の規定による命令に違反したとき。

【当該違反に係る特別特定無線設備の届出工事設計】

五 前章に定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に法第 38 条の 33 第 3 項の規定により届け出た工事設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。

【当該工事設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(5) 再発防止のための表示の禁止の処分【電波法第 38 条の 37】

総務大臣は、届出業者が(4)のいずれかに該当した場合において、再び(4)の違反等の行為に該当するおそれがあると認めるときは、その届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、特別特定無線設備に表示を付することを禁止することができます。

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 23】

技術基準適合自己確認に係る表示が付されている無線設備が電波法第 3 章に定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その無線設備は、適合表示無線設備としての表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害等防止命令【電波法第 38 条の 38 で準用する法第 38 条の 22】

総務大臣は、技術基準適合自己確認に係る無線設備であって表示が付されているものが、電波法第 3 章の定める技術基準に適合しておらず、かつ、その無線設備の使用により他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害又は人体への危害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は危害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、届出業者に対し、その無線設備による妨害又は危害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

3.2 端末機器の基準認証制度関連

(1) 届出業者の立入検査【事業法第 166 条】

総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、届出業者に対し、届出に係る特定端末機器に関し報告させ、又はその職員に、届出業者の事業所に立ち入り、当該特定端末機器その他の物件を検査させることができます。

報告拒否、虚偽報告等の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(2) 特定端末機器等の提出【事業法第 167 条】

総務大臣は、(1)の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められる特定端末機器又は当該特定端末機器の検査を行うために特に必要な物件があったときは、届出業者に対し、期限を定めて、当該特定端末機器又は当該物件を提出すべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。

(3) 措置命令【事業法第 68 条で準用する法第 59 条】

総務大臣は、届出業者が設計合致義務に違反していると認める場合には、届出業者に対し、

届出に係る確認の方法を改善するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は表示の禁止の処分を受ける場合があります。

(4) 表示の禁止の処分【事業法第 66 条】

総務大臣は、次に該当する場合には、届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、それぞれに定める届出設計又は設計に基づく特定端末機器に前条の表示を付することを禁止することができます。

一 届出設計に基づく特定端末機器が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、電気通信回線設備を利用する他の利用者への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき（第 5 号に掲げる場合を除く）。

【当該特定端末機器の届出設計】

二 届出業者が、技術基準適合自己確認の届出をする場合において虚偽の届出をしたとき。

【当該虚偽の届出に係る設計】

三 届出業者が法第 63 条第 4 項又は第 64 条第 2 項の規定に違反したとき。

【当該違反に係る特定端末機器の届出設計】

四 届出業者が法第 68 条において準用する法第 59 条の規定による命令に違反したとき。

【当該違反に係る特定端末機器の届出設計】

五 法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準が変更された場合において、当該変更前に電気通信事業法第 63 条第 3 項の規定により届け出た設計が当該変更後の技術基準に適合しないと認めるとき。

【当該設計】

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(5) 再発防止のための表示の禁止の処分【事業法第 67 条】

総務大臣は、届出業者が(4)のいずれかに該当した場合において、再び(4)の違反等の行為に該当するおそれがあると認めるときは、その届出業者に対し、2 年以内の期間を定めて、特定端末機器に表示を付することを禁止することができます。

総務大臣は、表示を付することを禁止したときは、その旨を公示します。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

(6) 表示が付されていないものとみなす処分【事業法第 67 条】

技術基準適合自己確認に係る表示が付されている端末機器が事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合していない場合において、総務大臣が他者の通信への妨害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、その端末機器は、法令に従った表示が付されていないものとみなす処分を行うことができます。

総務大臣は、表示が付されていないものとみなす処分をしたときはその旨を公示します。

(7) 妨害防止命令【事業法第 68 条で準用する法第 54 条】

総務大臣は、技術基準適合自己確認に係る端末機器であって表示が付されているものが、事業法第 52 条第 1 項の総務省令で定める技術基準に適合しておらず、かつ、その端末機器の使用により他者の通信への妨害を与えるおそれがあると認める場合において、妨害又は妨害の拡大を防止するために特に必要があると認めるときは、届出業者に対し、その端末機器による妨害又は妨害の拡大を防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

命令違反の場合は 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処せられることがあります。また、1 億円以下の罰金刑の法人重課があります。

第6章 特定無線設備の特性試験の試験方法及び端末機器の試験の試験方法

電波法【事業法】改正前の旧制度においては、無線設備【端末機器】の基準適合性の確認は、指定証明機関【指定認定機関】が国の代行機関として業務を実施してきた経緯から、指定証明機関【指定認定機関】がそれぞれ適切と認める「試験方法」を運用して技術基準適合証明等【技術基準適合認定等】の業務を実施してきました。

しかし、新制度においては、指定証明機関【指定認定機関】は民間の登録機関として移行し、さらに、製造業者や輸入業者も自己確認が行えることとなったことから、国が統一的な試験方法を制定することが必要となりました。このため、登録証明機関【登録認定機関】及び製造業者等が遵守すべき特性試験【試験】は、「総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により」試験を行う義務を規定しました。

この告示では、特定無線設備【端末機器】の種別毎に試験方法が規定され、占有周波数帯域幅や空中線電力等の測定項目に関する測定系統図、測定器の条件、測定操作手順、試験結果の記載方法等【測定条件、測定機器、測定回路ブロック図、測定手順】について定義しました。また、特定無線設備については振動試験や温湿度試験といった環境試験に関する試験の取扱いについても規定しています。

総務省においては、試験方法を制定又は改正する場合には、登録証明機関【登録認定機関】や製造業者等からのインプットに基づき統一的な試験方法をパブリックコメントの手続等を経てオープン・プロセスで制定する予定です。

第7章 新しい基準認証制度に関するFAQコーナー

目次

1. 技術基準適合証明（技術基準適合認定）制度

制度一般について-----	Q 1 ~ 2 2
工事設計（設計）について-----	Q 2 3 ~ 2 9
（証明規則第 6 条、第 17 条、第 25 条、第 33 条、第 39 条関係）	
（認定規則第 8 条、第 19 条、第 27 条、第 35 条、第 41 条関係）	
対比照合審査について-----	Q 3 0 ~ 3 3
（証明規則第 6 条、第 17 条、第 25 条、第 33 条関係）	
特性試験（試験）について-----	Q 3 4 ~ 3 5
（証明規則第 6 条、第 17 条、第 25 条、第 33 条、第 39 条関係）	
（認定規則第 8 条、第 19 条、第 27 条、第 35 条、第 41 条関係）	
確認方法について-----	Q 3 6 ~ 4 0
（証明規則第 17 条、第 33 条、第 39 条関係）	
（認定規則第 19 条、第 35 条、第 41 条関係）	
検査記録の作成について-----	Q 4 1 ~ 4 3
（証明規則第 19 条、第 40 条関係）	
（認定規則第 21 条、第 42 条関係）	

2. 工事設計認証（設計認証）

工事設計認証（設計認証）の手続について-----	Q 4 4 ~ 4 6
（証明規則第 17 条関係）	
（認定規則第 19 条関係）	
変更が生じた場合の手続について-----	Q 4 7 ~ 5 0
（証明規則第 17 条関係）	

3 . 技術基準適合自己確認制度

制度一般について	Q 5 1 ~ 6 3
届出方法等について	Q 6 4 ~ 7 2
(証明規則第 39 条関係)	
(認定規則第 41 条関係)	
届出の対象者について	Q 7 3 ~ 8 1
(証明規則第 39 条関係)	
(認定規則第 41 条関係)	
届出書の記載事項について	Q 8 2 ~ 8 3
(証明規則第 39 条関係)	
(認定規則第 41 条関係)	
確認の方法について	Q 8 4 ~ 9 0
(証明規則別表第 5 号関係)	
(認定規則別表第 4 号関係)	
特性試験(試験)について	Q 9 1 ~ 9 7
(証明規則別表第 5 号関係)	
(認定規則別表第 4 号関係)	
届出内容に変更が生じた場合等の手続について	Q 9 8 ~ 1 1 5
(証明規則第 39 条関係)	
(認定規則第 41 条関係)	
検証記録の作成について	Q 1 1 6 ~ 1 2 7
(証明規則第 40 条関係)	
(認定規則第 42 条関係)	

4 . その他

電気通信事業法の端末機器固有の質問	Q 1 2 8 ~ 1 2 9
-------------------------	-----------------

1 . 技術基準適合証明（技術基準適合認定）制度

【 】内は電気通信事業法の場合に対する回答になります。

制度一般について

Q 1 なぜ技術基準適合証明制度や技術基準適合認定制度があるのですか？

・技術基準適合証明制度について

無線局を開設するためには免許手続を経て総務大臣の免許を受けることが必要となっていますが、免許手続の簡素合理化及び免許申請者の負担を軽減する観点から、小規模な無線局に使用するための無線設備であって総務省令で定めるもの（特定無線設備：携帯電話等）について、登録証明機関が電波法に定める技術基準に適合していることを証明する制度（技術基準適合証明制度）を特例として設けています。

この証明を受けた特定無線設備は、その種類に応じて、無線局の工事落成後の検査が不要となる等の簡易な免許手続、特定無線局を包括して対象とする包括免許又は免許不要の措置がとられており、無線設備を使用する者の負担軽減に役立っています。

・技術基準適合認定制度について

端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続するためには、当該事業者の接続検査を受けることが必要となっていますが、その端末機器を使用する者の利便の向上に資する等の観点から、総務省令で定める端末機器について、登録認定機関が総務省令で定める技術基準に適合していることを認定する制度（技術基準適合認定制度）を特例として設けています。

この認定を受けた端末機器は、それを接続する場合に当該事業者による接続検査が不要となる措置がとられており、その端末機器を使用する者の利便の向上等に役立っています。

Q 2 技術基準適合自己確認制度と登録証明機関【登録認定機関】による工事設計認証【設計認証】の違いは何ですか？

前者は、製造業者又は輸入業者が自己責任に基づき無線設備【端末機器】の技術基準適合性を自ら確認する制度で、後者は、第三者の立場で登録証明機関【登録認定機関】が技術基準適合性を審査する制度です。法令に従って技術基準への適合性が確認・証明【認定】され、表示が付された無線設備（適合表示無線設備）【端末機器】に対して与えられる法的なメリット（簡易な免許手続や免許不要等の措置【電気通信事業者による接続検査不要】）は、どちらも区別無く同じです。

Q 3 今回、技術基準適合自己確認制度が導入されましたが、メーカーは基準認証制度のなかで「自己確認制度」しか行えないのですか？

製造業者等であれば、登録証明機関による工事設計認証制度【登録認定機関による設計認

証制度】と技術基準適合自己確認制度のどちらでも自由に選ぶことができます。

Q 4 平成 15 年度の電波法改正【電気通信事業法改正】により、指定証明機関制度から登録証明機関制度【指定認定機関制度から登録認定機関制度】に変わりますが、今までと何がかわるのですか？

指定証明機関【指定認定機関】は技術基準適合証明【技術基準適合認定】において国の事務を代行する機関として位置づけられていましたが、登録証明機関【登録認定機関】は国の事務代行性を有しない公正・中立な民間の登録機関に位置づけが変わります。前者については、技術基準適合証明【技術基準適合認定】の結果に対して国が一定の責任を有していましたが、後者は、民間の機関として位置づけられ、審査の方法等に問題がある場合は、国は改善命令等の措置を事後的に講じます。ただし、どちらの制度でも法的なメリット（簡易な免許手続や免許不要等の措置【電気通信事業者による接続検査不要】）は区別無く同じです。

Q 5 制度では電波法第38条の7【電気通信事業法第72条で準用する第60条】の規定で指定証明機関【指定認定機関】の「秘密保持義務」がありましたが、新しい制度ではその様な義務は登録証明機関【登録認定機関】に課せられていません。心配ですがどうなるのでしょうか。

旧制度では、指定証明機関【指定認定機関】は国の事務代行機関として位置づけられていたため、指定証明機関【指定認定機関】の役職員には、罰則の適用を前提とした公務員と同等の秘密保持義務がありました。しかし、新しい制度では、登録証明機関【登録認定機関】は民間の証明機関【認定機関】と位置づけられるので、このような秘密保持義務は法律では規定しません。

今後は、登録証明機関の技術基準適合証明等【登録認定機関の技術基準適合認定等】を求める者は、登録証明機関【登録認定機関】と締結するサービスの提供に関する契約の中で、秘密保持や問題が生じた場合の責任関係等に関して必要な条件を求めて下さい。同時に、登録証明機関【登録認定機関】は、標準的な契約書を用意し、秘密保持義務や責任関係等の条件をあらかじめ明確にしておくことが望まれます。

Q 6 特定無線設備の範囲をどのように考えればよいでしょうか。例えば電源設備、その他の付帯機能を実現するための設備等についてどのような解釈をすればよいでしょうか。

無線設備とは、無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備のことです（電波法第2条）。従って、電源設備や付属装置なども一体として無線設備に含まれます。

Q 7 携帯電話・PHS・コードレス電話機の設備とはどの範囲までを表すのですか？（電気通信事業法では、電池・ACアダプタ（但し電安法適合品）等は範囲外）

無線設備とは、無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備のこと

です(電波法第2条)。従って、電源設備や付属装置なども一体として無線設備に含まれます。

コードレス電話機にあっては、電源設備、送話器、受話器、その他音声調整器等についても無線設備に含まれます。

Q 8 電気通信回線に接続する設備は、電気通信事業法の認証は登録認定機関を利用し、電波法では技術基準適合自己確認制度を利用することができますか？

登録認定(証明)機関による(工事)設計認証制度と技術基準適合自己確認制度のどちらでも自由に選ぶことができます。

Q 9 電波法第38条の2において「前章に定める技術基準に適合していることの証明・・・」や電気通信事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準とありますが、技術基準が明確に示されているのはどこでしょうか。

電波法第38条の2第1項の「前章に定める技術基準」とは、電波法第3章で規定する技術基準のことです。技術基準の詳細は、この章及び関係省令等で具体的に規定されています。

電気通信事業法第52条第1項の「総務省令で定める技術基準」とは、端末設備等規則、その他関係省令、告示等で具体的に規定されています。

Q 10 なぜ無線設備や端末機器に「表示」のラベルを貼らなければならないのでしょうか？ また、技術基準適合証明番号【技術基準適合認定番号】をなぜ表示する必要があるのでしょうか？

無線局で使用される無線設備又は無線設備の工事設計は、法令で定める技術基準に適合しなければならないこととなっています。電波法の原則では、免許申請の審査の際、その技術基準適合性を総務大臣が行う落成検査により担保しています(電波法第10条)。

一方、「表示」が貼付された適合表示無線設備のみを使用した無線局の免許申請については、免許制度の特例措置として、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きが可能となるとともに、無線設備の種類に応じ、包括免許の措置や免許不要の措置が可能となります。また、認証を受けたパーソナル無線については、免許の有効期間を通常より長くすることとしています。

表示制度は、この免許手続きの特例を受けるための識別のため、法令に従って表示を貼付した無線設備は「適合表示無線設備」として取扱い、法律上特別な地位が与えるための制度です。表示とその技術基準適合証明等により、技術基準への適合性が確認されたことが確認でき、さらに無線設備の種類や性能等について、行政側や消費者側が識別することが可能となっています。特に、落成検査が不要となる等の簡易な免許手続きに際しては、表示によりこれらの事項が確認できなければ、行政機関は特例措置を適用する判断ができなくなります。

特に、電波が人体や医用電気機器に与える影響等、電波の利用を巡る消費者の意識の向上が年々高まりつつある昨今、安全で安心できる環境で電波を利用できる目安としての表示制度

の役割は高まりつつあります。

端末機器を電気通信事業者の電気通信回線設備に接続する際の検査が不要となるのは、接続する端末機器が総務省令で定める技術基準に適合している場合です。そこで、その端末機器が技術基準に適合していることが認定された機器については、識別を可能とするためにその認定番号を表示し、接続検査不要という特例を受けられるようにしています。

Q 1 1 証明【認定】ラベルに必ず記載しなければならない項目は何ですか？（最低限：製造者名、型式又は名称、届出（認証）番号、マークですか？）

証明ラベルに記載しなければならないのは、㊦マークに[R]及び証明（認証、届出）番号を付加したものです。なお、表示の方法については証明規則の様式に詳細に規定されていますので、そちらを参照してください。

認定ラベルに記載しなければならないのは、㊦マークに[T]及び認定（認証、届出）番号を付加したものです。なお、表示の方法については認定規則の様式に詳細に規定されていますので、そちらを参照してください。

Q 1 2 表示については、証明規則様式第 7 号【認定規則様式第 7 号】によるものとしていますが、様式第 7 号注 4 における 6 文字目以降の文字等【最後の 3 文字】は総務大臣が別に定めるものとする、とあります。総務大臣が定めるものはどのようにして知り得るのでしょうか。また、表示については現在各指定証明機関【指定認定機関】によって定められておりますが、今後、登録証明機関【登録認定機関】においても同様でしょうか。

表示については現在、証明規則【認定規則】の別表中に規定されており、総務大臣等が別に定める文字等については、平成 15 年総務省告示第 460 号「特定無線設備に付する文字等を定める件」【総務省告示第 94 号】により公示しております。なお、表示については前述のとおり省令等で定めており、登録証明機関制度【登録認定機関制度】への移行後においても同様です。

Q 1 3 技術基準適合自己確認届出・認証済み設備機器は公表されますか？ また、技術基準適合自己確認の公表は届出が行われてからいつ行われますか？

電波法第 38 条の 33 第 6 項及び証明規則第 39 条第 2 項【電気通信事業法第 63 条第 6 項及び認定規則第 41 条第 2 項】の規定により、技術基準適合自己確認の届出があった場合は、届出業者の氏名や特別特定無線設備【特定端末機器】の種別等についての公示を行います。また、登録証明機関の工事設計認証【登録認定機関の設計認証】があった場合も同様です。

技術基準適合自己確認の届出があった場合は、すみやかに総務大臣は公示する予定です。公表時期は特に定めていません。

Q 1 4 日本国内で技術基準適合証明【技術基準適合認定】済み設備は外国でも使えますか？

日本国内で、日本の技術基準に適合していることの証明【認定】を得ただけでは、外国では使えません。その国々の法令に従って使用していただくことになります。

Q 1 5 他国の証明【認定】済み機器は日本国内の技術基準適合証明制度【技術基準適合認定制度】を利用しなくてもよいですか？

日本国内で無線設備【端末機器】を使用する場合には、日本国の電波法【電気通信事業法】又は特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成 13 年 7 月 11 日法律第 111 号）に基づく基準認証制度において証明【認定】等がなされていることが必要です。

すなわち、他国の制度において、他国の技術基準に適合していることの証明【認定】を得ていても、そのままでは日本国内では使えません。

Q 1 6 技術基準適合自己確認、工事設計認証又は技術基準適合証明のある無線設備を他メーカーから購入し、内蔵して使用した場合、再度、工事設計認証や技術基準適合証明の申請が必要ですか？

登録証明機関の技術基準適合証明や工事設計認証、製造業者等の技術基準適合自己確認により「適合表示無線設備」としての表示が見やすい箇所に付されていることを条件として、無線設備を単に内蔵する場合には、新たに工事設計認証等を受ける必要はありません。ただし、内蔵にあたって、適合表示無線設備を改造する等の変更の工事を行った場合は、電波法第 38 条の 7 第 3 項の規定により、その表示をその無線設備から取り除いて除去しなければなりません。

Q 1 7 技術基準適合証明制度や技術基準適合認定制度を利用せずに販売・使用したら罰せられますか？

無線設備の売買は、技術基準適合証明制度に基づく適合表示無線設備であるか否かを問わず自由ですが、法令に基づいて適合表示無線設備としての表示を適正に付する場合を除き、国内において無線設備にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を付すことは禁止されており、違反の場合には 50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。また、電波法第 4 条に基づく無線局免許を受けずに技術基準適合証明等による適合表示無線設備でない無線設備について、無線局を開設することはできません。

端末機器の販売は、技術基準適合認定を受けているか否かを問わず自由ですが、法令に基づく技術基準適合認定制度に違反して表示を付した場合は、電気通信事業法第 187 条の規定により、50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

Q18 登録証明機関【登録認定機関】は申請者が持ち込んだ試験データを受け入れて審査できることとされていますが、虚偽のデータなどの場合は大丈夫でしょうか？

登録証明機関【登録認定機関】が特性試験【試験又は審査】を行うにあたっては、証明規則別表第1号の規定により、電波法第24条の2第4項第2号の較正等【認定規則別表第1号の規定により、電気通信事業法第87条第1項第2号の較正等】を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであって、別表第1号1(3)に規定する特性試験の方法【別表第1号2に規定する試験の方法】に従って行った試験であれば、申請者が持ち込んだ外部の試験データを用いて特性試験【試験又は審査】の判定を行うことができます。

登録証明機関【登録認定機関】が審査を行うにあたっては、判定業務に先立って、まず提出された書類が上記の要件に適合するものであるかどうかの確認を適切な方法で行わなければならないこととされています。従って、外部から試験データが持ち込まれたからといってその書類を無条件に信頼して、データに従って判定の審査を行うことは登録証明機関【登録認定機関】の審査方法違反となります。登録証明機関【登録認定機関】は、この確認のために必要であるならば、申請者に対して、試験の実施の年月日や詳細な試験記録、試験実施責任者等に関する必要な記録を求めることができます。

Q19 登録証明機関【登録認定機関】は申請者が持ち込んだ試験データを受け入れて審査できることとされていますが、当方が持ち込んだ試験データにあれこれと難癖をつけて、不必要なデータの提出まで求めてきています。どのように対応すればよいのでしょうか？

登録証明機関【登録認定機関】は、判定業務に先立って、まず提出された書類が上記の要件に適合するものであるかどうかの確認を適切な方法で行わなければならないこととされています。従って、外部から試験データが持ち込まれたからといってその書類を無条件に信頼して、データに従って判定の審査を行うことは登録証明機関【登録認定機関】の審査方法違反となりますので、そのために必要な事項の報告等を追加的に求めることはあり得ます。例えば、登録証明機関【登録認定機関】は、必要ならば、申請者に対して、試験の実施の年月日や詳細な試験記録、試験実施責任者等に関する必要な記録を求めることができます。

よって、外部試験データの受け入れに際して登録証明機関【登録認定機関】はどのような追加資料を求める可能性があるのかについて、申請者は事前に問い合わせて確かめておくことが必要です。

なお、試験とは無関係の資料を求めてきた場合は、改正電波法第38条の14第1項【改正電気通信事業法第98条第1項】の規定に基づき、登録証明機関【登録認定機関】が審査を行うべきことを命ずることを総務大臣に申請することができます。

Q20 「適合表示無線設備」と称して一般に販売されている機器について、電波法の技術基準に違反していると思われるものがあつた場合、又は端末機器に係る技術基準に適合しているものとして、一般に販売されている機器について、その技術基準に違反していると思われるものがあつた場合は、どのようにしたらよいのでしょうか。

電波法の技術基準に違反していると思われる場合又は無線設備に関する基準認証制度に関するお問い合わせは、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課（基準認証係）までお願いします。また、電波利用が拡大する中で、良好な電波利用環境を維持していくことはますます重要な課題となっており、総務省では、電波利用環境を保護し、豊かな情報社会を実現するために、さまざまな監視活動を行っています。実際に混信・妨害などを受けた場合には、各総合通信局に申告を行ってください。

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/material/commtab1.htm>

電気通信事業法の技術基準に違反していると思われる場合又は端末機器に関する基準認証制度に関するお問い合わせは、総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課までお願いします。

tanmatsu-nintei@soumu.go.jp

Q 2 1 総務省等へ苦情等があった場合メーカーに連絡等はあるのですか？ また、市場監視の方法はどうなりますか？

例えば、技術基準適合自己確認をした無線設備【端末機器】が技術基準に適合しておらず、混信等妨害【他者の通信への妨害】が生じるおそれが生じたときには、総務大臣は、自己確認の届出を行った者に対して、報告徴収・立入検査等を実施することとしており、その結果、必要に応じ、技術基準適合自己確認の表示の禁止や表示が付されていないものとみなすことにより、自己確認の効果が生じないようにすること（電波法第 38 条の 36、同法第 38 条の 38 において準用する同法第 38 条の 23【電気通信事業法第 66 条、同法第 68 条において準用する同法第 55 条】）や、更には、製造業者等に対して、その妨害を防止するために必要な修理や回収等の措置を講ずべきことを命ずること（電波法第 38 条の 38 において準用する同法第 38 条の 22【電気通信事業法第 68 条において準用する同法第 54 条】）としています。

また、これらの禁止又は命令に違反した場合は罰則が課せられることとしており（電波法第 110 条【電気通信事業法第 181 条】）、特に法人には重い罰金が課せられるようになっています。（電波法第 114 条【電気通信事業法第 190 条】）

なお、市場監視の方法については、原則として試買テストにより行います。

Q 2 2 技術基準適合証明【技術基準適合認定】又は工事設計認証【設計認証】を受けた者は、証明規則第 6 条第 6 項及び第 17 条第 6 項【認定規則第 8 条第 5 項及び第 19 条第 5 項】の規定により、住所や代表者の氏名（法人の場合に限る）が変更になった場合も、総務大臣に変更の届出書を提出しなければならないこととなっていますが、新制度への移行前に証明【認定】又は認証を受けた機器についても変更の届出の対象となるのでしょうか？

変更の届出の対象になりますので、変更を行った場合は遅滞なく、証明規則【認定規則】で定める様式により総務大臣に届け出て下さい。

工事設計（設計）について

Q 2 3 「当該申込設備のうちのその他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できる・・・」とありますが、この合理的に説明できるという判断は申請者の判断で可能と考えて問題ありませんか？

「合理的に推定」する主体は技術基準適合証明の審査を実施する登録証明機関であり、申請者の判断ではありません。

Q 2 4 工事設計書【認定・認証に係る書類】の書き方が分かりませんがどのようにしたらよいでしょうか？

工事設計書【認定・認証に係る書類】の記載方法や届出書類の提出方法については証明規則【認定規則】で定めておりますのでご熟読いただき、もしご不明な点がございましたら登録証明機関【登録認定機関】にご相談ください。また、制度の解釈について疑問等がある場合は総務省の担当課に問い合わせることが可能です。

Q 2 5 工事設計書へ添付する図面は何を添付するのですか？

証明規則別表第 2 号で規定されているとおり、工事設計の審査（検証）や特性試験の実施に係る無線設備系統図等の図面を添付していただきます。工事設計書に添付する図面について、登録証明機関が提出された図面のみでは審査ができないと判断するときには、その必要の範囲内において、追加の図面の提出を求められる場合があります。

Q 2 6 無線設備系統図は、無線部のみ記載するのですか？最低限、何を記載すればよいのですか？

無線設備系統図には、証明規則様式第 2 号の様式で規定されているとおり、無線設備の送信機、受信機の無線部、電源部、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数等について記載していただきます。記載方法等に関して疑問がある場合は登録証明機関に相談してください。

Q 2 7 工事設計書の「その他の工事設計の欄」には、何を記載するのですか。

工事設計書の欄に記載されている事項以外の工事設計について電波法第 3 章に規定する技術基準に適合している旨を記載していただきます。工事設計書に記載されている項目は、遵守すべき技術基準の一部に関することですので、本欄は、残りの全ての技術基準にも適合している状況を網羅的に記載していただく欄です。

Q 2 8 工事設計書の添付図面のうち、筐体を容易に開けられない設備の場合、構造・形状の概要を示す図面は最低限何を記載するのですか？

一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることが出来ないこと等の無線設備の構造に関する技術基準が該当する場合は、そのような構造を有して、かつ、技術基準に適合していることを説明するための無線設備の構造及び形状の概要を示す図面を添付していただきます。図面には、構造についての説明と形状の寸法や外形図等を記載するとともに、さらにいかにして技術基準に適合しているかについての説明等を記してあることが必要です。記載方法等に関して疑問がある場合は登録証明機関に相談してください。

Q 2 9 電気通信回線設備への接続機器の場合で、同一筐体の複合無線設備の場合、一方が電気通信回線設備へ接続しない場合の工事設計書の添付資料のうち、電気通信回線設備への接続の欄の書き方は「有」と記載するのでしょうか？

例えば工事設計認証の場合、同一筐体であっても種別の異なる特定無線設備が 2 以上含まれる複合無線設備の場合には、それぞれの特定無線設備の工事設計毎に登録証明機関の認証を受ける必要があり、電気通信回線設備に接続する特定無線設備については「有」と記載し、接続しない設備については「無」と記載することになります。

対比照合審査について

Q 3 0 登録証明機関が行う「対比照合審査」とは、何を行うのですか？

対比照合審査とは、登録証明機関の審査を受けようとする「無線設備」そのものと、その「工事設計書」がお互いに一致していることを確認する審査です。

全く別の無線設備についての工事設計書が、故意又は過失により、審査のために提出された場合、工事設計審査と特性試験はそれぞれ別の無線設備を対象とした審査となり、審査全体が無効となります。そのため、無線設備の替え玉等による不正な申請を防止するため、登録証明機関による対比照合審査は厳密に行われることとなります。

また、この対比照合審査を適正に行うためにも、工事設計書に添付する無線設備系統図等の無線設備の「識別」や「特定」に関する書類は、非常に重要なものとなります。同時に、登録証明機関は、この替え玉等による不正が発生した場合に審査手続上の瑕疵が事後的に問われないようにするためにも、工事設計書に添付する無線設備系統図等の資料はしっかりと申請者に求め、保存して頂くことが必要です。

Q 3 1 技術基準適合自己確認制度の検討においてこの対比照合の検証は必要ですか？

技術基準適合自己確認制度の場合は、自己確認制度の趣旨に基づき、「対比照合審査」は特段不要としており、工事設計書の添付図面や証明規則第 39 条第 5 項で記録する部品配置図等

で自己確認の対象とした無線設備を後日特定することができる制度としています。よって、登録証明機関の対比照合審査に代替するものとして、部品配置図等は無線設備の「識別」や「特定」が可能な程度書類であることが必要となります。

Q 3 2 対比照合審査を行う設備であり、開閉が困難と記載ありますが、困難とはどのようなことを示しますか？（ネジで開閉できるものは対象外と判断してもよいのでしょうか？）

特殊ネジの使用等により一般の利用者による開閉が困難なものを指しており、通常のネジで開閉できるものは開閉が困難であるとは言えません。

Q 3 3 対比照合審査を行う設備であり、開閉が困難な設備の場合の添付する部品配置図面は、系統図に示す部品の位置が分かる資料を添付するのでしょうか？（部品番号と部品外形をおよそ示す枠のみ）

特定無線設備の全ての部品の配置及び外観を示す資料が必要です。対比照合審査の趣旨を踏まえ、無線設備の「識別」や「特定」に関する書類として必要十分なものであることが求められます。

特性試験（試験）について

Q 3 4 証明規則別表第 1 号 1(3)アにおいて特性試験の方法【認定規則別表第 1 号 2 において試験の方法】として、「総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法」と規定されていますが、同等以上の方法とはどのようなものでしょうか？ “同等以上”とは誰が判断するのでしょうか？

特性試験【試験】の方法は、総務大臣が別に定める方法が原則となります。例えば、電波法第 38 条の 22 で規定する妨害等防止命令【電気通信事業法第 54 条で規定する妨害防止命令】を適用し、製造業者等に無線設備【端末機器】の回収等を行わせる場合の総務大臣の判断は、最終的には、総務大臣が定める試験方法に基づいて行われる特性試験【試験】の結果に従います。

ただし、技術革新と共に測定器等の性能、機能等が向上し、総務大臣が定める方法以外の方法であっても十分な精度で測定できる場合が想定されますので、このような場合を想定して、測定精度等が同等以上である場合に限り、登録証明機関【登録認定機関】が審査を行う場合と技術基準適合自己確認において検証を行う場合に、そのような方法の採用を認めているものです。

Q 3 5 帳簿（検証記録）の記録事項として「審査（検証）の経過（特性試験にあっては、試験項目ごとの試験結果を含む）及び結果」とありますが、試験項目ごとの試験結果はどのように書けばよいのでしょうか？

特性試験の実施項目は新証明規則の別表に定められています。また、詳細な記録事項は、試験方法として総務大臣が別に定める告示中に「試験結果の記載方法」として具体的に規定されていますので、そちらを参照して下さい。

確認方法について

Q 3 6 確認方法書は何を最低限記載するのでしょうか？

証明規則別表第 4 号【認定規則別表第 3 号】で要件を規定しています。

Q 3 7 証明規則別表第 4 号 1【認定規則別表第 3 号 1】「組織」とは、無線設備【端末機器】の関連する部門のみを記載すればよいのでしょうか

工事設計書に基づく無線設備【設計に基づく端末機器】のいずれもがその工事設計書【設計】に合致することを確保するために必要な品質管理に関連する部門についての記載が必要です。無線設備【端末機器】の製造や輸入等に全く関連のない部門については必要ありません。

Q 3 8 証明規則別表第 4 号 1【認定規則別表第 3 号 1】「権限」とは具体的に何を表すのでしょうか？

下部組織に対して指揮・命令を与えることができる組織上の能力のことです。通常、例えば「職務分掌規程」や「職務権限規程」といった規程により権限の分担が明確にされていることが多いようです。

Q 3 9 証明規則別表第 4 号 2「工事設計合致義務を履行するための管理方法」【認定規則別表第 3 号 2「設計合致義務を履行するための管理方法」】とは何を表すのでしょうか？ 部品購入から出荷までの管理体系を記載すればよいのでしょうか？ Q C 工程図を記載すればよいのでしょうか？

「管理方法」とは、無線設備を工事設計書【端末機器を設計】に合致させながら製造や輸入等の取扱いを行う義務（工事設計合致義務【設計合致義務】）を適切に履行するために必要な品質管理に関する方法のことです。

この管理方法に関する規程が具体的かつ体系的にマニュアル等の形式で文書として整備され、それに基づき工事設計合致義務【設計合致義務】が適切に履行される状況であることの説明を記載していただきます。品質管理の範囲は、製品や部品の受け入れ検査や製造検査、最終検査等の品質管理に係る全ての行程が含まれます。

なお、QC工程図や品質管理マニュアル自体等は、必ずしも確認方法書に添付する必要はありません。確認方法書として記載すべき事項は、これらの管理方法に関する規程集が具体的か

つ体系的に文書として整備されていて、それに基づき工事設計合致義務【設計合致義務】が適切に履行される状態にあることの具体的な説明であって、工程図やマニュアルの名称を言及することはあっても、マニュアルの膨大な記載内容をそのまま確認方法書に記載することは、必須ではありません。

Q 4 0 証明規則別表第 4 号 5【認定規則別表第 3 号 5】「その他」はその他の工事設計合致義務【設計合致義務】を履行するために必要な事項を記入する、となっておりますが、必要な事項は申請者の判断で問題ないでしょうか。

確認の方法の審査を受けるにあたっては、申請者が確認方法書の書類を用意しますので、「その他の事項」は申請者の判断で記入していただくことになります。ただし、登録証明機関【登録認定機関】の確認の方法の審査において、工事設計合致義務【設計合致義務】を履行するために必要な事項として確認方法書に追記されることが必要であると審査された場合には、追記していただくことになる場合もあります。

具体的には、例えば、職員の教育訓練に関する事項、部品の受け入れ検査に関する事項、不適合設備の管理方法に関する事項等について特に補足することが必要であると登録証明機関【登録認定機関】に審査された場合には、これらの事項について確認方法書の「その他」として記載していただかなければ、審査はパスしないことになります。

検査記録の作成について

Q 4 1 証明規則第 19 条、第 40 条【認定規則第 21 条、第 42 条】における「検査」とは何を意味するのでしょうか。また、いつ、どのような事項について、何を行えばよいのでしょうか？

工事設計認証【設計認証】及び技術基準適合自己確認における「検査」は、認証工事設計又は届出工事設計に基づく特定無線設備【認証設計又は届出設計に基づく端末機器】又は特別特定無線設備【特定端末機器】のいずれもが当該工事設計【当該設計】に合致していることを確認の方法にしたがって確認するものです（電波法第 38 条の 25 第 2 項及び第 38 条の 34 第 2 項【電気通信事業法第 57 条第 2 項及び 64 条第 2 項】）。この検査の手順書が「確認方法書」になります。

確認の方法の詳細は、証明規則別表第 4 号及び別表第 6 号【認定規則別表第 3 号及び第 5 号】に記載されています。なお、検査は、工事設計認証【設計認証】を受けた日又は工事設計【設計】の届出が受理された日以降で、当該特定無線設備又は特別特定無線設備【当該端末機器又は特定端末機器】に総務省令で定める表示を付する前に実施する必要があります。

Q 4 2 工事設計認証【設計認証】（又は自己確認）の検査記録には「検査の方法」と「検査の結果」を記録することになっていますが、具体的にどのようなことを記載すればよいのでしょうか？

検査は、工事設計認証【設計認証】（又は技術基準適合自己確認の届出）に係る「確認方法書」に従って行って頂く制度となっています。例えば、工事設計認証【設計認証】を受けた製造業者等の場合は、無線設備【端末機器】の製造ラインでの品質管理は「確認方法書」に従って行うこととなりますので、検査記録の「検査の方法」は、“登録証明機関の工事設計認証【登録認定機関の設計認証】を受けた確認方法書に従って検査を実施した”旨を簡潔に記録して頂くこととなります。

また、「検査の結果」は、確認方法書に従って実施した検査の結果を記載して頂きます。具体的には、“検査を行った無線設備【端末機器】が工事設計認証【設計認証】（技術基準適合自己確認）に係る工事設計【設計】に合致することを確認した”旨を記録して頂くこととなります。

なお、検査の結果、工事設計【設計】に合致しない無線設備【端末機器】があった場合は、その旨を具体的に記載するとともに、確認方法書又は一般的な品質管理手法に従い、不合格設備【不合格機器】に対して採った対処方法や品質管理方法の見直し等の措置についても具体的に記載して頂くこととなります。

Q 4 3 工事設計認証（又は自己確認）の検査記録の「検査を行った数量」とは、検査の対象とした機器の数量を記載するのですか？ それとも、品質管理に合格した数量を記載するのですか？

確認方法書に基づいて検査を実施し、最終的に合格となって適合表示無線設備としての表示を付した無線設備の数量を記載してください。

2 . 工事設計認証（設計認証）

工事設計認証（設計認証）の手続について

Q 4 4 証明規則第 17 条第 6 項【認定規則第 19 条第 5 項】における認証取扱業者は外国国籍でかつ所在地が外国でも可能でしょうか。

電波法第 38 条の 30 第 2 項【電気通信事業法第 62 条第 1 項】で「外国において本邦内で使用されることとなる特定無線設備【端末機器】を取り扱うことを業とする者（外国取扱業者）」も認証取扱業者に含まれます。

Q 4 5 登録証明機関の工事設計認証【登録認定機関の設計認証】に無関係な情報資料(企業秘密となる設計に関する情報、ブロック・ダイヤグラム、製造工程、会社組織図等)は省略できますか？ また、どのような内容を最低記載すればよいのですか？

工事設計認証【設計認証】の審査に必要な情報資料の提出は必要ありませんが、特性試験【試験】や確認の方法（品質管理）の審査に際し、登録証明機関【登録認定機関】が提出された書類等のみでは審査ができないと認めるときは、その必要の範囲内において、追加の書類等の提出を求めることがあります。必要な記載内容については、証明規則【認定規則】で規定する様式を参照するとともに、登録証明機関【登録認定機関】にご相談下さい。

Q 4 6 I S O 9000 シリーズを取得していますが登録証明機関【登録認定機関】の工事設計認証【設計認証】の際の確認方法書は、これで代用できますか？

無線設備の検査（電波法第 38 条の 25 第 2 項等）【端末機器の検査（電気通信事業法第 57 条第 2 項等）】で用いる確認方法書の記載事項は、証明規則別表第 4 号【認定規則別表第 3 号】で要件を規定しています。無線設備【端末機器】を取り扱う工場・事業場の全てが別表第 4 号【別表第 3 号】に掲げる事項の全てに適合していることを証するものとして登録証明機関【登録認定機関】が認める I S O 9000 シリーズ等の書類は、別表第 4 号【別表第 3 号】の事項を記載した書類に代用して確認方法書として提出することができます。

この場合は、この書類を受け入れるにあたって登録証明機関【登録認定機関】は、該当する認証規格の対象、範囲、内容、有効期間等の効力等が証明規則別表第 4 号【認定規則別表第 3 号】の全てに適合し、カバーしていることを適切に確認する義務があります。単に I S O 9000 シリーズの認証書の写しが提出されたからといって、無条件で受け入れることは審査方法違反となります。別表第 4 号【別表第 3 号】の事項に照らし合わせて、I S O 9000 シリーズの認証規格の内容が、その無線設備【端末機器】の確認方法として適切であるか否かについて審査する義務があります。

また、認証取扱業者の取扱方法が特殊である場合等において、電波法第 38 条の 25 の工事設計合致義務【電気通信事業法第 57 条の設計合致義務】を適切に履行するため必要があるときは、登録証明機関【登録認定機関】はその認証規格が別表第 4 号【別表第 3 号】に適合することを説明した書類を別途申請者に求め、I S O 9000 等の認証規格でカバーされていない事項に対しては、追加書類を求めて適切に審査を行うことが必要です。

変更が生じた場合の手続について

Q 4 7 工事設計認証を受けていますが、無線設備の設計の一部を変更しようと思います。登録証明機関で工事設計認証を受け直す必要がありますか。また、どのような場合に工事設計認証の取り直しが必要ですか。

工事設計認証とは、無線設備の「工事設計」（＝タイプ）について、技術基準適合性に関する認証を行うものです。従って、最初に工事設計認証を受けた時に提出した「工事設計書」の記載事項について、その一部にでも変更が生じるような設計変更は、登録証明機関で認証を取り直して頂くこととなります。

具体的には、定格出力や空中線利得、送信機の製造者名や型式、添付図面として提出した無線設備系統図中の記載事項等に一部でも変更が生じる場合は、異なるタイプとして、工事設計

認証を受け直す必要があります。(一方、工事設計書のなかでも、「参考事項」として記載しているものは、あくまでも工事設計書の審査において参考とされるべき事項ですので、こちらの変更の場合は、手続は不要です。)

なお、登録証明機関は、既に技術基準適合証明等を受けた特定無線設備の工事設計等(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む)に関して、軽微な変更を行った工事設計に基づく特定無線設備についての工事設計認証に関しては、工事設計認証を確実に行うことができる場合に限り、登録証明機関の責任において、その審査の一部を省略することができます。このため、登録証明機関の審査の方法次第では、全ての審査をやり直す必要がない場合があり、比例して審査の手数料も安く提供される場合があります。

Q 4 8 工事設計認証を受けていますが、部品の納入業者の都合上、工事設計書の「送信機の型式又は名称」を変更する予定です。登録証明機関で工事設計認証を受け直す必要がありますか。

工事設計認証を受けた時に提出した「工事設計書」の記載事項について、その一部にでも変更が生じるような設計変更は、異なるタイプとして、登録証明機関で認証を取り直して頂くこととなります。「送信機の型式又は名称」の欄の事項は、無線設備の特性を大きく左右する事項として記載を求めており、その変更の場合は工事設計認証を受け直す必要があります。

なお、登録証明機関は、既に技術基準適合証明等を受けた工事設計等に関して、軽微な変更を行った工事設計に基づく特定無線設備についての工事設計認証に関しては、その審査の一部を省略することができます。送信機の特性に大きな変更がないと確認できるのであれば、登録証明機関の審査は簡易なものになると期待されます。

Q 4 9 証明規則第 17 条第 6 項において認証工事設計に基づく特定無線設備【認定規則第 19 条第 5 項において認証設計に基づく端末機器】について検査を最後に行った日から起算して 10 年を経過するまでの間、第 4 項【第 3 項】第 1 号若しくは第 3 号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞無く様式第 6 号による届出書を提出とありますが 10 年を経過していれば届出の必要はないと考えて良いのでしょうか。

認証工事設計に基づく特定無線設備【認証設計に基づく端末機器】について検査を最後に行った日から起算して 10 年間を経過すれば届出の義務はなくなります。例えば、ある認証工事設計に基づく特定無線設備【認証設計に基づく端末機器】の最終出荷を終えた日から起算して 10 年間を経過すれば、当該認証工事設計【当該認証設計】に関して届出義務はなくなります。

Q 5 0 I S O 9000 シリーズを取得していて、登録証明機関の工事設計認証の確認方法書として認証書の写しを提出していますが、認証内容が改訂された場合、製造中の機器についての工事設計認証はどうなりますか？また、工事設計認証番号は、変わりますか？

登録証明機関に提出した確認方法書(この場合は認証書の写し)の「記載事項」に一部で

も変更が生じた場合は、登録証明機関で新たな認証の審査を受ける必要があります。その場合は、確認方法書の一部のみの変更であれば、証明規則第 33 条第 3 項の規定に基づき、その変更部分を対象として簡易な審査を受けることができます。なお、この場合は新たな工事設計認証となりますので、番号は新しく変わります。

3 . 技術基準適合自己確認制度

制度一般について

Q 5 1 技術基準適合自己確認制度の詳細を知りたいのですが、どうすればいいですか？

まずは関連する法令及びこの F A Q をご熟読のうえ、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課（基準認証係）【端末機器については、同局電気通信事業部電気通信技術システム課（設備係）】までお問い合わせ下さい。なお、技術基準適合証明【技術基準適合認定】については、登録証明機関【登録認定機関】でも各種コンサルティングに関する問い合わせを受け付けているところもあります。

Q 5 2 技術基準適合自己確認制度を利用する場合、対象機器は何ですか？

技術基準適合自己確認制度の対象設備（特別特定無線設備【特定端末機器】）は、証明規則第 2 条第 2 項【認定規則第 3 条第 2 項】で規定しています。

Q 5 3 技術基準適合自己確認制度を利用する前に、認証又は技適の実績が必要ですか？

技術基準適合自己確認の届出において、届出しようとする者の過去の実績は一切問いません。

Q 5 4 改正電波法第 38 条の 33 第 3 項【改正電気通信事業法第 63 条第 3 項】の規定によると、技術基準適合自己確認の届出は「届け出ることができる」こととなっていて義務制ではないようですが、届け出なくても良いですか？

技術基準適合自己確認制度は、製造業者や輸入業者に対する義務ではありません。法令で定める一検証等の手続を行う者に対して、総務大臣にその旨を届け出ることができることとして、その届出者に対してのみ、届け出に係る無線設備に適合表示無線設備としての「表示」【端末機器に法令に従った「表示」】を貼付することを認める制度です。すなわち、法令で定める手続と義務を履行する者に対してのみ法的なメリットを付与する制度ですので、技術基準適合自己確認も「届け出ることができる」ことと規定されています。

Q 5 5 技術基準適合自己確認制度を利用し、届出を行ってから何日位で番号を付与されますか？

届出文書が到達してから担当者が受理のための形式上の審査を行いますので、受理されれば直ちに届出番号を付与する予定です。

Q 5 6 証明規則第 42 条【認定規則第 44 条】に規定の公示の時期はどうなりますか？

電波法第 38 条の 33 第 3 項【電気通信事業法第 63 条第 3 項】の届出が総務大臣に受理され次第、届出番号を割り振るとともに、すみやかに公示を行う予定です。

Q 5 7 技術基準適合自己確認制度を届出してから有効期限は何年ですか？

届出番号に有効期限はありません。

Q 5 8 技術基準適合自己確認制度は届出の取消しはあるのですか？

届出自体に取消し制度はありませんが、虚偽の届出等を行った場合には、総務大臣は届出業者に対して、その工事設計に基づく特別特定無線設備【その設計に基づく特定端末機器】に表示を付することを禁止する等の場合があります。

Q 5 9 技術基準適合自己確認届出の資料（情報）が他に漏れることはありませんか？

電波法第 38 条の 33 第 6 項【電気通信事業法第 63 条第 6 項】の規定による届出事項の公示や法令で定める場合を除き、資料が一般に公表されることはありません。

Q 6 0 届出番号を表示するラベルは自作してもよいですか？

表示ラベルは、証明規則【認定規則】で規定する表示の様式や方法に基づいて届出業者が自ら付すこととなりますので、自作して下さい。

Q 6 1 届出番号の表示サイズは規定がありますか？

表示ラベルの大きさや材質等に関する決まりがありますので、証明規則の様式第 14 号【認定規則様式第 14 号】を参照してください。

Q 6 2 技術基準適合自己確認届出番号は再発行しますか？

届出の受理の際に総務大臣から通知される届出番号を失念した場合は、電波法第 38 条の 33 第 6 項及び証明規則第 39 条第 12 項の規定【電気通信事業法第 63 条第 6 項及び認定規則第 41 条第 11 項】により総務大臣が公示した情報を元を知ることができます。再発行はいたしません。

Q 6 3 改正電波法第 38 条の 37【電気通信事業法第 67 条】の規定（再発防止のための表示の禁止の処分）は、なぜあるのでしょうか？

本条は、義務等にたびたび違反するおそれがあると認められる届出業者に対し、特別特定無線設備【特定端末機器】に表示を付することを禁止できることとして、更にその旨を公示すべきことを規定したものです。

技術基準適合自己確認制度は、届出業者が自ら検証及び検査を行って表示を付するものであり、検証及び検査等に問題がある場合には、事後的に表示の禁止や妨害等防止命令【妨害防止命令】を発することとなります。しかしながら、たびたび義務・命令等に違反するような届出業者が存在した場合等に、そのような者について、届出によれば簡易な免許手続等【電気通信事業者による接続検査不要】が適用される要件となる表示を付することができることとすると、表示に対する信頼性を損ない、技術基準適合自己確認制度の適正な運用を妨げるおそれがあります。このため、本項は、たびたび義務・命令等に違反するおそれがあると認められる届出業者について、その届出工事設計に基づく特別特定無線設備【その届出設計に基づく特定端末機器】についてのみ表示を付することを禁止するのみならず、将来にわたって、一定期間、特別特定無線設備【特定端末機器】の全部について技術基準適合自己確認の表示を付することを禁止することができることとするものです。

届出方法等について

Q 6 4 技術基準適合自己確認の届出は資料をどこへ届け出るのですか？

電波法第 38 条の 33 第 3 項及び証明規則第 39 条第 2 項【電気通信事業法第 63 条第 3 項及び認定規則第 41 条第 2 項】の規定により、技術基準適合自己確認に係る届出は総務大臣に提出していただくこととなります。具体的には、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課（基準認証係）【同局電気通信事業部電気通信技術システム課】が届出窓口となりますので、こちらにご相談下さい。また、届出方法の詳細は総務省のホームページでも案内をする予定ですのでそちらもご覧下さい。なお、インターネットを通じた電子的方法で届出を行うことが可能となるよう、現在システムの準備を進めています。

Q 6 5 電波法第 38 条の 33 第 3 項【電気通信事業法第 63 条】の規定による“総務大臣への届出”の具体的届出先はどこですか？ 郵送でも受け付けられますか？

技術基準適合自己確認の届出先は、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課基準認証係

(03-5253-5907)【同局電気通信事業部電気通信技術システム課(03-5253-5862)】になります。
郵送でも受け付けることは可能です。

Q 6 6 技術基準適合自己確認の届出を電子届出で行う場合、自己確認届出書の1枚目に(氏名欄：記名押印又は署名)と記載されていますが、1枚目は郵送等ですか？

電子的に申請等の手続きを行う場合には、認証局に電子証明書の発行を申し込む()必要があります。認証局より証明書の発行を受けたのち、電子署名によって申請等を行うこととなりますので、郵送等は不要です。

()認証局の情報及び電子証明書の申し込みの手続きについては、下記のURLでご確認いただけます。

URL : <http://www.gpki.go.jp/cas/ee.html>

Q 6 7 技術基準適合自己確認制度を利用し届出を行う場合、費用はかかりますか？

届出手数料は必要ありません。

Q 6 8 技術基準適合自己確認の届出の際に提出する書類の使用言語は日本語の他、英語でもよいですか？

証明規則第43条【認定規則第45条】の規定により、総務大臣に提出する書類は、日本語で作成していただくことが必要です。(一部を除く。)

Q 6 9 技術基準適合自己確認届出資料のサイズは全てJIS A列4番ですか？

提出していただく書類は、原則として全て日本工業規格A列4番のサイズとなります。

Q 7 0 技術基準適合自己確認届出書(様式第12号)や技術基準適合自己確認変更届出書(様式第13号)等のフォーマットの電子データは提供されますか？

電子データを総務省の情報通信行政ホームページ上で提供するようにいたします。

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/joho_tsusin.html

Q 7 1 技術基準適合自己確認の届出を他法人又は他人に頼んでよいですか？

届出を行おうとする者との関係で有効な代理権を有している正式な代理人が、その代理権の範囲内で提出を依頼することは可能です。

Q 7 2 技術基準適合自己確認の届出を社内代理人を定めて届出を行ってもよいですか？ 代表者の要件はありますか？事業を統括する者であれば良いですか？

届出は、Q 7 1 の回答のとおり任意代理人であれば社内代理人で行ってもかまいません。ただし、技術基準適合自己確認届出書の氏名は、法人にあっては名称及びその代表者の氏名を記載していただくことが必要です。「代表者の氏名」とは、法人全体の責任者である必要があります。例えば事業を統括する部長等の氏名を代表者の氏名とすると届出書は受理されません。代理人として併記してください。

届出の対象者について

Q 7 3 技術基準適合自己確認の届出は製造業者以外でも届出できますか？

技術基準適合自己確認の届出は、製造業者又は輸入業者に限られています。

Q 7 4 個人でも技術基準適合自己確認の届出ができますか？

技術基準適合自己確認の届出ができるのは製造業者又は輸入業者に限られていますので、個人又は法人は問いませんが、特別特定無線設備【特定端末機器】の製造又は輸入を業として反復継続的に行っている者であることが必要です。例えば、アマチュア無線愛好家が購入部品を組み立てて製作した自分用の無線設備について、技術基準適合自己確認の届出を行うことはできません。

Q 7 5 「製造業者又は輸入業者」は外国国籍でかつ所在地が外国であることが可能でしょうか。外国人・外国法人でも技術基準適合自己確認の届出ができますか？ また、外国に本社がある製造業者でも自己確認の届出はできますか？

法人・個人の別は問いませんが、製造をした無線設備【端末機器】が技術基準不適合である等の事態に対して、責任を持って原因究明や製品回収等の対応をしていただくため、自己確認の届出をするためには本邦内に責任者が置かれている体制が確立されていることが必要です。

法人の場合には、商法（明治32年3月9日法律第48号）及び商業登記法（昭和38年7月9日法律第125号）に基づいて商業登記（外国会社の登記を含む）が行われ、日本国内に代表者や支店、営業所が置かれていることが必要です。例えば、外国企業の連絡員や駐在事務所を単に設置しているだけでは、その企業の届出は受理されません。

なお、日本国内に代表者等が設置されていない場合は、外国のメーカーは、日本国内の輸入業者がその無線設備【端末機器】の技術基準適合自己確認の届出をすることができます。

Q 7 6 無線設備【端末機器】を別の製造業者にOEM供給(相手先企業ブランドによる供給)していますが、技術基準適合自己確認制度の届出はできますか？

技術基準適合自己確認制度とは、最終的に適合表示無線設備としての表示シール【法令に従った端末機器としての表示シール】を貼付し、法令で規定する各種の義務を履行する主体(製造業者又は輸入業者)の届出制度です。従って、OEM供給を行っていたとしても、OEMの供給元又は供給先にかかわらず、電波法に基づく「表示を行う主体」【電気通信事業法に基づく「表示を行う主体」】である製造業者又は輸入業者が届出業者となります。

Q 7 7 技術基準適合自己確認届出済みの設備をOEM供給する時も改めて届出をするのですか？また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

技術基準適合自己確認制度は、届出業者が法令に基づく各種の義務を履行しつつ、届出に基づき、無線設備に適合表示無線設備としての表示【端末機器に法令に従ったものとしての表示】を付すことができる制度です。従って、既に表示が貼付された無線設備【端末機器】のOEM供給を受けた製造業者が、自己確認に基づいて別の表示を改めて貼付する場合には、OEM供給を受けた製造業者が技術基準適合自己確認の届出を行う必要があります。この場合、届出番号は変わります。

なお、適合表示無線設備の表示が既に付されているものを、改造等の変更の工事を行うことなく、単に別の者に供給する行為自体は、特に届出等の手続は必要ありません。

Q 7 8 無線設備【端末機器】を別法人格の製造業者に製造委託する予定ですが、その設備について技術基準適合自己確認制度の届出はできますか？ 海外メーカーの無線設備【端末機器】を輸入する場合はどうですか？

技術基準適合自己確認制度は、無線設備【端末機器】の我が国の市場への一次的な供給者である製造業者又は輸入業者を専ら対象としています。電波法【電気通信事業法】の基準認証制度が求めている無線設備【端末機器】を技術基準に適合させる義務を確実に履行して頂くためには、設計段階や製造工程等を通じた直接的な管理、完成又は受け入れた無線設備【端末機器】に対して技術基準適合性を検査、検査の結果、当該設備に対して必要な調整・修理等の行為を、自己の支配管理下において確実に実施する能力及び権限を有する者である必要があります。

従って、これらの能力及び権限を有する者であれば、その範囲内で別法人格の製造業者に製造委託することは可能です。この場合は、受託者との契約関係を通じて、無線設備【端末機器】の品質検査や表示貼付等が委託者の支配管理下で確実に行われることが必要です。このため、これらの条件を満足しない販売業者、卸売業者等は、そもそも技術基準適合自己確認の制度の対象とはしていません。

また、輸入業者も自己確認制度の対象としていますが、同様に、無線設備【端末機器】の輸出元(海外製造業者)との契約関係を通じて、無線設備【端末機器】の検証や検査、表示貼付

等が輸入業者の確固たる支配管理下で海外製造業者によって確実に行われることを確保していることが必要です。

Q79 無線設備【端末機器】を海外工場で生産して日本に輸入していますが、その設備【その機器】について技術基準適合自己確認制度の届出はできますか？

技術基準適合自己確認制度の検証（電波法第38条の33第2項【電気通信事業法第63条第2項】）や検査（電波法第38条の34第2項【電気通信事業法第64条第2項】）の場所は、日本又は外国のどちらでも行うことが可能です。

Q80 ISO9000シリーズを取得していませんが技術基準適合自己確認の届出はできますか？

電波法【電気通信事業法】の技術基準適合自己確認制度は、届出しようとする業者の資格や過去の実績を区別なく取り扱いますので可能です。

Q81 ISO9000シリーズの認証を取得していますが、技術基準適合自己確認の際の確認方法書は、これで代用できますか？

登録証明機関の工事設計認証【登録認定機関の設計認証】の場合と同様、無線設備【端末機器】の検査を行う工場・事業場の全てが証明規則別表第6号【認定規則別表第5号】に掲げる事項の全てに適合していることを証する書類として、ISO9000シリーズ等の書類を、別表第6号【別表第5号】の事項を記載した書類に代用して確認方法書として提出することができます。

この書類を提出するにあたっては、該当する認証規格の対象、範囲、内容、有効期間等の効力等が証明規則別表第6号【認定規則別表第5号】の全てに適合し、カバーしていることを適切に確認する義務があります。また、届出業者の製造又は輸入の方法が特殊である場合等において工事設計合致義務【設計合致義務】を適切に履行するために必要があると考える場合や認証規格でカバーされていない事項がある場合には、追加書類を添付して提出しなければなりません。

なお、届出業者が電波法第38条の34第1項【電気通信事業法第64条第1項】の義務に違反している場合は、電波法第38条の38で準用する第38条の27【電気通信事業法第68条で準用する第59条】の規定に基づき、届出業者に提出した確認の方法（品質管理方法）を改善する総務大臣の措置命令を受ける場合があります。

届出書の記載事項について

Q82 検証の結果の概要は、“検証の結果は良好”と記載すれば良いか？工事設計【設計】の検証結果の概要や特性試験【試験】の結果の概要はどのように記載すればよいですか。記載例はないでしょうか。

技術基準適合自己確認の届出書に記載する「検証の結果の概要」は、法令の規定に従い検証を行った結果、所要の検証を行った事実を客観的に記載していただきます。工事設計【設計】及び特性試験【試験】の検証の結果は、技術基準に適合するか否かについて確定的に記していただきますので、「結果は良好。」とか「問題なし。」という表現は使えません。

【「工事設計【設計】の検証」の場合の記載例】

“ 技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備の工事設計書【特定端末機器の設計】に記載された工事設計【設計】の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則】に規定する検証の方法に従い検証を行い、その結果、工事設計が電波法第3章で定める技術基準【設計が電気通信事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準】に適合するものであることを確認した。 ”

【「特性試験【試験】」の場合の記載例】

“ 技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備【特定端末機器】について、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則に規定する特性試験の方法に従い特性試験の試験【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則に規定する試験の方法に従い試験】を実施し、その結果、特別特定無線設備が電波法第3章で定める技術基準【特定端末機器が電気通信事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準】に適合するものであることを確認した。 ”

又は、

“ 技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備【特定端末機器】について、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の規定する特性試験の方法に従い特性試験の試験【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則に規定する試験の方法に従い試験】を実施し、その結果、特別特定無線設備が電波法第3章で定める技術基準【特定端末機器が電気通信事業法第52条第1項の総務省令で定める技術基準】に適合するものであることを確認した。この特性試験の試験【この試験】の実施に際しては、一部の 〃 の試験項目の試験【全部又は一部の試験】については、受託者が特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第5号2(3)【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則別表第4号2(2)】の規定に基づき取り決めた契約書に従い実施したものであり、同規則別表第5号2(4)【同規則別表第4号2(3)】の規定に従い、当該委託した試験の結果が、取り決めた契約書に従って適正に得られたものであることを 〃 の方法により検証し、確認した。 “

【「確認の方法の検証」の場合の記載例】

“ 技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備【特定端末機器】について、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則【端末機器の技術基準適合認定等に関する規則】の規定する確認の方法の検証の方法に従い、確認方法書を作成し、確認の方法の検証の結果、確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る工事設計【設計】に基づく一の特別特定無線設備【特定端末機器】により、技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく特別特定無線設備【設計に基づ

く特定端末機器】のいずれもが当該工事設計【当該設計】に合致するものとなることを確保することができることを確認した。”

Q 8 3 検証の際に使用した測定器等は別紙に記載してもよろしいでしょうか？

書類が大部にわたる場合は、別紙により記載することも可能です。

確認の方法について

Q 8 4 電波法第 38 条の 33 第 3 項第 4 号の「工事設計に基づく特別特定無線設備のいずれもが当該工事設計に合致することの確認の方法」【電気通信事業法第 63 条第 3 項第 4 号の「設計に基づく特定端末機器のいずれもが当該設計に合致することの確認の方法」】とはどのようなものでしょうか？確認の方法の検証はどのような検証を行う必要があるのでしょうか？

電波法第 38 条の 34 第 1 項【電気通信事業法第 64 条第 1 項】で規定する義務により、製造業者が工場の生産ラインで無線設備【端末機器】を生産する場合や輸入業者が海外から無線設備【端末機器】を輸入する場合は、それらの無線設備【その端末機器】が工事設計書の設計【設計】内容に合致するかどうかのチェックを行う品質管理が求められます。製造又は輸入する特別特定無線設備【特定端末機器】のいずれもが工事設計【設計】に合致することの「確認の方法」とは、この製造又は輸入の段階での検査による品質管理方法を指します。

具体的には証明規則別表第 6 号で準用する第 4 号【認定規則別表第 5 号で準用する第 3 号】で列挙しているとおり、品質管理に係る組織及び責任と権限に関する事項、工事設計合致義務【設計合致義務】を履行するための管理方法の事項、特定無線設備【特定端末機器】の検査に関する事項、測定器その他の設備【測定器等】の管理に関する事項、及びその他の事項を具体的に記載した確認方法書を作成し、さらにこれが上記チェックのために必要十分であるかどうかの検証を実施していただきます。

なお、確認の方法に問題があり、上記の工事設計合致義務【設計合致義務】を履行できていない場合は、電波法第 38 条の 38 で準用する同法第 38 条の 27【電気通信事業法第 68 条で準用する同法第 59 条】の規定に基づき、総務大臣が製造業者等に対して品質管理方法の改善に関して必要な措置をとるべきことを命じる場合があります。

Q 8 5 確認の方法の検証：生産工場が複数ある場合、それぞれについて記載が必要と考えますが、別紙に記載しても良いですか、又は本様式を変更して記載欄を増やしても良いでしょうか？

書類が大部にわたる場合は、別紙等により記載することも可能です。

Q 8 6 確認の方法の検証を実施する「責任者の氏名」及び「部署の名称」は、どのような部門及び部門長が望ましいですか？

特に明確な定めはありませんが、証明規則別表第 5 号 3【認定規則別表第 4 号 3】の確認の方法の検証は、製造業者又は輸入業者の組織のうち、無線設備【端末機器】の製造又は輸入に関する品質管理を担当する部門が行うことが望ましいと考えられます。例えば、品質管理に関する民間認証を既に取得している企業であれば、当該民間認証の取得を担当した管理部門が担当することが望まれます。

また、企業においてそのような組織がない場合は、製造又は輸入部門を経営者のコミットメントの範囲内で統括する部署が担当することが望まれます。

なお、確認の方法に問題があり、上記の工事設計合致義務【設計合致義務】を履行できていない場合は、電波法第 38 条の 38 で準用する同法第 38 条の 27【電気通信事業法第 68 条で準用する同法第 59 条】の規定に基づき、総務大臣が製造業者等に対して品質管理方法の改善に関して必要な措置をとるべきことを命じる場合があります。

Q 8 7 工事設計書【設計】の検証を実施する「責任者の氏名」及び「部署の名称」は、どのような部門及び部門長が望ましいですか？

法令では特に明確な定めはありませんが、工事設計書に記載された工事設計【設計】の内容が電波法【電気通信事業法】の技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行っていただくこととなりますので、製造業者又は輸入業者の組織のうち、そのような検証を確実に実施する能力のある部署が行うことが望まれます。

具体的には、技術基準に関する電波法規【電気通信事業法規】を十分に理解し、かつ、製造又は輸入しようとする無線設備【端末機器】の理論、構造、機能等について知見を有する技術的な事項を取り扱う部署が担当することが望まれます。

Q 8 8 当該工事設計【当該設計】に合致することの確認の方法：具体的記載の適当な例示はないですか？別紙に記載しても良いでしょうか？

確認方法書（品質管理の方法）は、製造業者等によってまちまちですので、特に記載方法の例示はしません。書類が大部にわたる場合は、別紙により記載することも可能です。

Q 8 9 確認方法の検証に際しては、「特別特定無線設備がその工事設計【特定端末機器がその設計】に合致することの確認の方法に係る証明規則別表第 6 号【認定規則別表第 5 号】に定める事項を記載した書類又はこれに類するもの」として確認方法書を作成することとなっていますが、この「これに類するもの」とは具体的にどのようなものが認められますか。

例えば、無線設備【端末機器】を製造する工場・事業場の全てが別表第 6 号【別表第 5 号】に掲げる事項の全てに適合していることを証するものとして I S O 9000 シリーズ等の認証書の写しの書類は、別表第 6 号【別表第 5 号】の事項を記載した書類に類するものとして取り扱うことができます。

この場合も、自己確認の届出を行おうとする者は、該当する認証規格の対象、範囲、内容、

有効期間等の効力等が証明規則別表第 6 号【認定規則別表第 5 号】の全てに適合し、カバーしていることを適切に検証する義務があります。ISO9000 シリーズの認証があるからといって、無条件でそれを確認方法書とすることは検証方法違反となります。

また、無線設備【端末機器】の取扱方法が特殊である場合等において、電波法第 38 条の 34 の工事設計合致義務【電気通信事業法第 64 条の設計合致義務】を適切に履行するため必要があるときは、届出をしようとする者はその ISO9000 等の認証規格が別表第 6 号【別表第 5 号】に適合することを確認する書類を別途作成し、確認方法書の添付書類とするとともに、もし認証規格でカバーされていない事項があった場合には、追加書類を作成し、結果として適切に検証を行うことが必要です。

Q90 ISO9000 シリーズを取得していて、技術基準適合自己確認の確認方法書として認証書の写しを提出していますが、認証内容が改訂された場合、製造中の機器についてはどうなりますか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

総務大臣に提出した確認方法書（この場合は認証書の写し）の記載事項に変更が生じた場合は、電波法第 38 条の 33 第 5 項【事業法第 63 条第 5 項】の規定により、変更の届出をしなければなりません。変更の届出にあたっては、証明規則第 39 条第 9 項【認定規則第 41 条第 9 項】の規定に従い、予め確認の方法書の検証を再度行う必要があります。この場合は、届出番号は変わりません。

特性試験（試験）について

Q91 技術基準適合自己確認届出前に、設備の試験等で電波を出してもよいですか？

電波法第 57 条の規定により、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するときは、無線局はなるべく擬似空中線回路を使用しなければならないこととされています。

Q92 特性試験【試験】を行った際に用いた試験方法の記述に関し、特定の様式又は必要な記載事項が定められていますか？

様式は特に決まっていません。

Q93 特性試験【試験】の試験を行う部署について、他法人又は他人に頼んでよいですか？

証明規則別表第 5 号 2【認定規則別表第 4 号 2】の規定により、特性試験の試験の一部（輸入業者の場合は全部又は一部）【試験の全部又は一部】は他の者に委託することが可能です。この場合は、証明規則様式第 12 号【認定規則様式第 12 号】の技術基準適合自己確認の届出書にその旨を記載するとともに、証明規則第 39 条第 4 項【認定規則第 41 条第 4 項】の規定によりその旨を記録し保存することが求められます。

なお、特性試験のうち【試験であって】、測定器等を使用して試験項目を計測【技術基準ごとに計測】する「試験」の業務は他の者に委託することはできますが、その試験の結果が技術基準に適合するものであるかどうかの「判定」は、製造業者及び輸入業者は、他の者に委託することはできません。自らの能力の下で特性試験【試験】の検証を行っていただくのが技術基準適合自己確認制度の趣旨ですので、特性試験【試験】の判定業務までを他人に委託することはできません。

Q 9 4 特性試験の試験【試験】を外部委託した場合、受託業者から報告があったその試験データをただちに判定しても良いですか？

試験を外部委託した場合は、得られた試験データに基づいて確認設備【確認機器】が技術基準に適合するものであるかどうかについて判定を行うこととなりますが、この判定業務の前に、証明規則別表第 5 号 2(4)【認定規則別表第 4 号 2(3)】の規定に基づき、委託した試験結果が受委託者間で取り決めた証明規則別表第 5 号 2(3)【認定規則別表第 4 号 2(2)】の事項に従って適正に試験されて得られたものであるかどうかについて、委託者は検証しなければなりません。

Q 9 5 特性試験の試験【試験】を外部委託した場合、受託業者から報告が虚偽であった場合はどうなりますか？

試験の受託者が試験の一部【全部又は一部】を実施していなかった等、虚偽の試験データの報告に基づいて検証を行い、技術基準適合自己確認の届出を行った場合には、改正電波法第 38 条の 36 第 2 号【改正電気通信事業法第 66 条第 1 項第 2 号】（自己確認の虚偽の届出）の要件に該当するおそれがあります。試験を外部委託したとしても、その検証及び届出内容に対する責任は、委託者たる届出業者が一義的に負う形となります。

よって、届出しようとする者は、受託者から報告のあった試験データが適正なものであるかどうかについて、証明規則別表第 5 号 2(4)【認定規則別表第 4 号 2(3)】の規定に基づき、厳格に検証することが求められます。このためにも、証明規則別表第 5 号 2(3)ウ【認定規則別表第 4 号 2(2)ウ】の事項として、虚偽等があった場合の賠償責任関係や試験結果に対する事後の監査方法等に関する事項についても、受託者との間で、必要に応じて取り決めて頂くこととなります。

Q 9 6 特性試験の試験【試験】を実施する「責任者の氏名」及び「部署の名称」は、どのような部門及び部門長が望ましいですか？

法令では特に明確な定めはありませんが、法令で定める試験項目【法令で定める技術基準】ごとに、必要な測定器を用いて適切に試験を行っていただくことが必要ですので、製造業者又は輸入業者の組織のうち、そのような試験を遂行する能力や実績のある部署が行うことが望まれます。

具体的には、製造又は輸入しようとする無線設備【端末機器】の理論、構造、機能等について知見を有して、試験を遂行する設備や能力を有する部署が担当することが望めます。特性試験【試験】に縁のない営業部門や法務部門、人事部門等の部署の名称が記載されることは、適当ではないと考えられます。

Q 9 7 特性試験【試験】の検証を実施する「責任者の氏名」及び「部署の名称」は、どのような部門及び部門長が望ましいですか？

法令では特に明確な定めはありませんが、採用した試験方法や使用した測定器等、試験を他者に委託した場合は委託した試験結果が取り決めに従って適正に得られたものであるか否かの確認、その他試験が適正に実施されたかどうかについて確認して、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて最終的な判定を行うこととなります。

よって、これらを実施する能力や実績のある部署が行うことが望めます。また、特性試験【試験】の検証は、「試験結果」に対する最終的な判定の業務が含まれますので、特性試験の「試験」【試験】を実施した部署と同一の部署、又は権限上この部署の上位に位置する組織であることが望めます。

届出内容に変更が生じた場合等の手続について

Q 9 8 技術基準適合自己確認届出済みの設備の一部に手を加えた場合はどうなりますか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

電波法第 38 条の 7 の規定により、適合表示無線設備として「表示」が付されている無線設備の変更の工事をした者は、総務省令で定める方法により、その表示を除去しなければならないこととされています。従って、一度、表示を付した無線設備について、空中線電力の値を変更する等の変更の工事をした場合は、その時点で表示を剥がして除去しなければなりません。違反の場合には 50 万円以下の罰金に処せられる場合があります。

いったん表示を剥がした無線設備については、総務大臣の無線局免許を受けるまでは開設はできません。適合表示無線設備として簡易な免許手続き等のメリットを受けるためには改めて技術基準適合自己確認制度の手続又は登録証明機関に認証の手続を行うことが必要になります。この場合、届出番号等は変わります。

Q 9 9 技術基準適合自己確認届出済みの設備の設計の一部を変更した場合、再度届出を行うのですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

電波法第 38 条の 33 第 3 項の規定により届出をした技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計の書類の記載事項に変更がなければ、新たな技術基準適合自己確認の届出は必要ありません。もし工事設計等に変更が生じる場合は、それは新たなタイプとして取り扱われますので、新たな届出を行う必要があり、届出番号も新たなものになります。

Q100 電波法第38条第33第5項【事業法第63条第5項】の変更届出について、変更すれば必ず届出番号は変わりますか？

変わりません。

Q101 技術基準適合自己確認届出済みの設備の無線設備以外の設備の変更を行った場合、再度届出を行うのですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

電波法第38条の33第3項の規定により届出をした技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の「種別」や「工事設計の書類の記載事項(添付図面を含む)」に変更がなければ、新たな技術基準適合自己確認の届出は必要ありません。

Q102 色替えしたら再度変更等の届出手続きが必要ですか。また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

電波法第38条の33第3項の規定により届出をした技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の「種別」や「工事設計の書類の記載事項(添付図面を含む)」に変更がなければ、新たな技術基準適合自己確認の届出は必要ありません。

Q103 ロゴ等を変更した場合、再度変更等の届出手続きが必要ですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

電波法第38条の33第3項の規定により届出をした技術基準適合自己確認を行った特別特定無線設備の種別及び工事設計の書類の記載事項(添付図面を含む)に変更がなければ、新たな技術基準適合自己確認の届出は必要ありません。なお、ロゴの変更により無線設備の型式又は名称に変更が生じる場合には、電波法第38条の33第5項及び証明規則第39条第2項の規定により、総務大臣への変更の届出が必要となります。この場合、届出番号は変わりません。

Q104 会社の名称が変わりましたが届出が必要ですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

社名等の変更により届出業者の氏名又は名称に変更が生じた場合には、電波法第38条の33第5項及び証明規則第39条第8項【電気通信事業法第63条第5項及び認定規則第41条第7項】の規定により、総務大臣への変更の届出が必要となります。この場合、届出番号は変わりません。

Q105 会社代表者の名称が変わりましたが届出が必要ですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

届出業者の代表者氏名に変更が生じた場合には、電波法第 38 条の 33 第 5 項及び証明規則第 39 条第 8 項【電気通信事業法第 63 条第 5 項及び認定規則第 41 条第 8 項】の規定により、総務大臣への変更の届出が必要となります。この場合、届出番号は変わりません。

Q 1 0 6 組織変更を行ったため技術基準適合自己確認届出した「確認方法書」の内容に変更が生じましたが、届出手続きが必要ですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

品質管理部門の組織変更や品質管理方法の変更があり、技術基準適合自己確認の際に総務大臣に届け出ている確認方法書（電波法第 38 条の 33 第 3 項第 4 号【電気通信事業法第 63 条第 3 項第 4 号】）の記載内容に一部でも変更がある場合は、電波法第 38 条の 33 第 5 項及び証明規則第 39 条第 9 項【電気通信事業法第 63 条第 5 項及び認定規則第 41 条第 8 項】の規定により、総務大臣への変更届出が必要です。この場合、届出番号は変わりません。

Q 1 0 7 組織変更を行いましたが、製造が終了した設備【機器】も、再度変更等の届出手続きが必要ですか？また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

技術基準適合自己確認の届出に係る無線設備【端末機器】の製造を終了している場合は、証明規則第 39 条第 11 項【認定規則第 41 条第 10 項】の規定により、氏名等の変更届出は不要になります。また、既に製造を終了しているので、製造の際に行う検査のための「確認方法書」の変更は事実上ありえませんが、いったん適合表示無線設備として表示【法定に従った表示】を付したものについても、番号の変更はありえません。

Q 1 0 8 組織変更を行い、技術基準適合自己確認届出内容で、過去の実施した自己確認の検証の際の「部署名」、「責任者名」、「検証場所」等が変わりましたが、変更の届出が必要ですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

技術基準適合自己確認の電波法第 38 条の 33 第 2 項【電気通信事業法第 63 条第 2 項】の検証について、部署名、責任者名、検証場所等は「過去の事実」として既に届け出いただいた内容ですので、変更はできませんし、変更届出も不要です。

ただし、品質管理部門の組織変更や品質管理方法の変更があり、技術基準適合自己確認の際に総務大臣に届け出ている確認方法書（電波法第 38 条の 33 第 3 項第 4 号【電気通信事業法第 63 条第 3 項第 4 号】）の記載内容に変更がある場合は、電波法第 38 条の 33 第 5 項及び証明規則第 39 条第 9 項【電気通信事業法第 63 条第 5 項及び認定規則第 41 条第 8 項】の規定により、総務大臣への変更の届出が必要です。この場合も、届出番号は変わりません。

Q 1 0 9 生産ラインの工程順序や改善による Q C 工程図の変更が発生した場合、確認方法書の変更届出等を行う必要がありますか？ また、当社では組織再編が頻繁に実施されますが、その

都度確認方法書の変更届出が必要ですか？ 技術基準適合自己確認の届出番号等は、変わりますか？

QC工程図の変更や組織再編等があっても直ちに届出が必要となるわけではありません。例えば、通常はQC工程図そのものではなく、QC工程図を特定することが可能な「名称」等を確認方法書で参照していると思われませんが、総務大臣に提出した確認方法書の記載事項に変更が生じた場合にのみ、電波法第38条の33第5項【電気通信事業法第63条第5項】の規定により、変更の届出をすることとなります。なお、確認方法書の変更届出を行った場合であっても、最初の届出番号は変わりません。（Q39を参照してください。）

Q110 技術基準適合自己確認届出済みの設備【機器】を検証に使用した計測器が故障し新たに購入し検証した場合、再度変更等の届出手続きが必要ですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

測定器に関して、検証を行い総務大臣に技術基準適合自己確認の届出を行ったものについては、過去の事実関係として届け出ていただいたものであり、事後の変更の手続きはできません。手続は不要です。

Q111 届出業者の会社の事業の譲渡、相続、合併、分割、倒産の場合、どのような手続が必要ですか？

その届出に係る特別特定無線設備【特定端末機器】の製造又は輸入の事業を承継（又は相続）した者が氏名、住所等の変更の届出を行っていただくことが必要です。届出を行わずに、適合表示無線設備として違法な表示【法令に違反した表示】を付した場合は、電波法第38条の7第2項【電気通信事業法第63条第5項】の規定に違反した者として50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

Q112 生産工場を追加する場合も技術基準適合自己確認届出手続きをするのですか？ また、技術基準適合自己確認の届出番号は、変わりますか？

特別特定無線設備【特定端末機器】を製造する工場又は事業場の名称及び所在地に変更があったときは、電波法第38条の33第5項及び証明規則第39条及び第8項【電気通信事業法第63条第5項及び認定規則第41条及び第7項】の規定に基づき、総務大臣への変更の届出が必要です。この場合は、届出番号は変わりません。

また、この変更により、技術基準適合自己確認の際に総務大臣に届け出ている「確認方法書」（電波法第38条の33第3項第4号【電気通信事業法第63条第3項第4号】）の記載内容に変更がある場合は、電波法第38条の33第5項及び証明規則第39条第9項【電気通信事業法第63条第5項及び認定規則第41条第8項】の規定により、こちらも変更の届出が必要です。この場合も、届出番号は変わりません。

Q 1 1 3 既に登録証明機関の工事設計認証を受けた特定無線設備【登録認定機関の設計認証を受けた端末機器】と同じ設備【機器】について新たに技術基準適合自己確認の届出を行う場合、既に登録証明機関【登録認定機関】へ提出した書類と同じ書類については、添付の省略ができますか？

登録証明機関の工事設計認証を受けた設備【登録認定機関の設計認証を受けた機器】と同じのものであっても、技術基準適合自己確認の届出を行う場合は新たな手続きとなりますので、書類の省略はできません。

Q 1 1 4 同一の設計に係る特定無線設備【端末機器】で、2以上の複合設備【機器】を技術基準適合自己確認の届出をする場合、提出書類の一部を省略できますか？

電波法第 38 条の 33【電気通信事業法第 63 条】の規定により、技術基準適合自己確認の届出の単位は、特別特定無線設備の工事設計【特定端末機器の設計】ごとになります。特別特定無線設備【特定端末機器】の種別や工事設計書【設計】の内容が異なる場合は、それぞれ技術基準適合自己確認の届出をしていただくことが必要です。

Q 1 1 5 技術基準適合自己確認制度の確認の方法の変更について、軽微なものは変更届出が免除されることはないのでしょうか？

最初の技術基準適合自己確認の届出の際に提出してある確認方法書の記載事項に変更があれば、全て変更の届出が必要です。

検証記録の作成について

Q 1 1 6 検証に係る記録の記載事項として証明規則第 39 条第 4 項【認定規則第 41 条第 4 項】に特性試験【試験】を行った際に用いた試験方法を記載することとされていて、証明規則別表第 1 号 1(3)アで特性試験の試験方法が「…又はこれと同等以上の方法により…種別に従って試験を行う。」と規定【認定規則別表第 1 号 2 で試験方法が「…技術基準ごとに総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行い…」と規定】されていますが、記録の範囲はどうなりますか？また、どの程度詳細に記述すればよいのでしょうか？例えば、同等の技術力を持つと想定される第三者機関で当該同等以上の方法による試験が再現できると想定できる程度でしょうか？

特性試験の方法【試験の方法】は、総務大臣が別に定める方法が原則となります。例えば、電波法第 38 条の 22 で規定する妨害等防止命令【電気通信事業法第 54 条で規定する妨害防止命令】を適用し、製造業者に無線設備【端末機器】の回収等を行わせる場合の判断は、総務大臣が定める試験方法に基づいて行われる特性試験【試験】に従います。

よって、この範囲内で行った試験方法の内容を検証記録に残して頂くことになります。記述の程度は、試験方法を定めた総務大臣告示の規定と同じレベルで記述して頂く必要があります。

Q 1 1 7 特性試験【試験】の試験方法に関する検証に係る記録の開示は誰に行うのですか？ 又、開示した場合の守秘等はどのように担保されるのですか？

検証に係る記録は、基準不適合機器が発生した場合に消費者保護の観点から迅速な原因究明等を可能とするため保存をしていただくものであり、一般に対する開示義務はありません。なお、電波法第 38 条の 38 の規定で準用する同法第 38 条の 20【電気通信事業法第 166 条】の規定により、総務大臣が届出業者に対して報告等を求める場合があります。

Q 1 1 8 検証に係る記録の記載事項として証明規則第 39 条第 4 項第 3 号【認定規則第 41 条第 4 項第 3 号】に「試験用プログラム、特性試験【試験】の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項」と規定されているが、記録の範囲はどうなりますか？ どの程度詳細に記述すればよいでしょうか？ 例えば、同等の技術力を持つと想定される第三者機関が前項で示された試験方法、及び本項で指定される必要な物件等を用いて当該設備の特性試験【当該機器の試験】を再現できると想定できる程度で良いのでしょうか？

試験用プログラム、コネクタ等とは、特別特定無線設備の特性試験【特定端末機器の試験】を実施するために特に必要な特殊な物件の全てを指します。特別特定無線設備【特定端末機器】のために特別に用意された試験用プログラムやコネクタ、ケーブル、治具、操作手順書等が含まれます。なお、電波法第 38 条の 38 の規定で準用する第 38 条の 21【電気通信事業法第 167 条】の規定により、電波法【電気通信事業法】を施行するために必要があると認めるときは、総務大臣は届出業者に対して特別特定無線設備【特定端末機器】の検査を行うために必要な物件を提出すべきことを命令することができることとなっています。

Q 1 1 9 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験【試験】の際に特に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項の記録とは具体的にはどんな内容を記録すればよいですか？

特性試験【試験】を実施する際に特に必要となる物件について、名称、種類、製造業者名、保管の部署や場所等に関する事項を具体的に記録していただきます。

電波法第 38 条の 21【電気通信事業法第 167 条】の規定により、総務大臣は、認証取扱業者や届出業者の立入検査をした場合において、その場所において検査を遂行することが困難であると認められる無線設備【端末機器】の検査を行うために特に必要な物件があったときは、当該物件を提出すべきことを命ずることができることとなっていますので、このような命令に対応できるよう物件に関する記録を残していただく必要があります。

Q 1 2 0 証明規則第 39 条第 4 項第 3 号【認定規則第 41 条第 4 項第 3 号】の記録の開示は誰に行うのですか？ 又、開示した場合の守秘等はどのように担保されるのでしょうか？

一般に対するの開示義務はありません。

Q 1 2 1 検証に係る記録の記載事項として証明規則第 39 条第 4 項第 4 号【認定規則第 41 条第 4 項第 4 号】に「特性試験に係る試験【試験】の全部又は一部を他の者に委託した場合には、…及び別表第 5 号 2(3)【別表第 4 号 2(2)】の取り決め事項」を記載することになっていますが、別表第 5 号 2(3)ウ【別表第 4 号 2(2)イ】「その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項」とは具体的にはどのような事項でしょうか？ 例えば、管理体制等でしょうか？

試験の適正な実施を確保するために必要と委託者が考える事項を取り決めていただくことになります。例えば、受託者の能力や測定器の管理方法、業務の再下請負の状況、秘密保持、試験の詳細データの記録保存やデータの受け渡し等に関する事項が該当します。技術基準適合自己確認制度は自己責任に基づいて利用していただく制度ですので、自己確認の実施者が、試験の適正な実施を確保するために必要な事項を考えていただくことになります。

Q 1 2 2 証明規則第 39 条第 4 項第 4 号【認定規則第 41 条第 4 項第 4 号】の検証に係る記録の開示は誰に行うのですか？ 契約内容にかかわる部分が含まれる場合、開示に係わる守秘等はどのように担保されるのでしょうか？

一般に対するの開示義務はありません。

Q 1 2 3 検証に係る記録の記載事項として第 39 条第 4 項第 5 号に「検証の経過及び結果」【認定規則第 41 条第 4 項第 5 号に「検証の結果」】を記載することになっていますが、具体的にどのような事項を記録すればよいのでしょうか？

自己確認の届出の前提条件となる「工事設計の検証」、「特性試験」及び「確認の方法の検証」を行った際の経過とその結果【自己確認の届出の前提条件となる「設計の検証」、「試験」及び「確認の方法の検証」を行った際の結果】を記録していただきます。

それぞれの事項について、検証等を行った年月日、実施責任者及び部署、場所、検証等の方法、プロセス【端末機器の場合プロセスは不要】及び検証等の結果について客観的な事実関係を記録していただきます。

特性試験【試験】については、周波数や空中線電力等の試験項目毎の試験結果【技術基準毎の試験結果】を詳細に記載していただきます。具体的な記載方法は、総務大臣が別に告示で定める試験方法の規定の中で「試験結果の記載方法」として示しますのでそちらを参照してください。

最終的には、 工事設計【設計】の検証及び 特性試験【試験】の結果については、「技術基準に適合する（合格）」旨が記録されていなければなりません。また、 確認の方法の検証の結果は、証明規則別表第5号3【認定規則別表第4号3】で定める検証内容をクリアした旨が結果として明確に記録されていなければなりません。

なお、法律の義務に違反して、検証の記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられる場合があります。

Q 1 2 4 証明規則第 39 条 5 項に「・・・特別特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真または図であって寸法を記入したものを添付しなければならない。」とあります。寸法は外形寸法を記録し、重層構造のものについては各層ごとに主要な部品の配置を示したものを記録することによいですか？

結構です。

Q 1 2 5 証明規則第 39 条第 7 項【認定規則第 41 条第 6 項】に「・・・電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いてただちに表示することができなければならない。」とありますが、例えば、ネットワークで接続され外国に設置されたサーバ等に記録媒体を保存することは許可されますか。

ネットワークで接続され外国に設置されたサーバ等に記録媒体を保存することも可能です。ただし、このような場合は、本邦内に住所がある本社又は本店等に設置された電子計算機その他の機器を用いて、いつでも直ちにアクセスして表示できるようになっていることが必要です。また、このアクセス権限は、他に妨げられることなく、届出業者が常時有していることが必要です。この記録の保存義務に違反した場合は、電波法第 38 条の 36 第 1 項第 3 号【電気通信事業法第 66 条第 1 項第 3 号】の規定により表示の禁止が命ぜられることがあります。

Q 1 2 6 証明規則第 39 条第 7 項【認定規則第 41 条第 6 項】の「直ちに表示」の時間的感覚はどの程度でしょうか？ 例えば、外国に設置したサーバを経由して磁気テープ等をアクセスする場合、場合によっては、磁気テープの交換時間、又は、時差等を考慮する場合が生じることが考えられますが。

例えば、電波法第 38 条の 38 の規定で準用する第 38 条の 20(電気通信事業法第 166 条)の規定により、電波法【電気通信事業法】を施行するために必要があると認めるときは、総務大臣は届出業者に対して報告を求め、立ち入り検査ができることとなっていますが、そのような場合に直ちに対応できることが求められます。

時間に関する具体的な定義はありませんが、直ちに対応できない場合は、電波法第 113 条【電気通信事業法第 188 条】の規定により、報告拒否や検査の妨げ・忌避に該当し、30 万

円以下の罰金に処せられる場合があります。例えば、磁気テープが外国で保管されていて、直ちに表示ができない状態にあることは、届出業者の側に支配的な常時のアクセス権限があるとは言いがたい状態にあるといえます。

Q 1 2 7 証明規則雑則第 43 条【認定規則雑則第 45 条】に「総務大臣に提出する書類は、日本語で作成するものとする。」とありますが、検証に係る記録は、総務大臣に提出する書類には該当しないものと考えられるので、日本語以外での作成も受容されると考えられますが、受容される日本語以外の言語の範囲はどこまででしょうか？ 例えば、英語・仏語・スペイン語、更には中国語・露語等、どこまで適用されるのでしょうか？

言語について特に定めはありませんが、技術基準適合自己確認を行う者が通常使用し理解する言語により作成されていることが必要です。また、日本語以外の言語で記録された書類に関して法律の規定に基づいて総務大臣が報告等を求める場合は、適宜日本語に翻訳の上、提出を求める場合があります。

4 . その他

電気通信事業法の端末機器固有の質問

Q 1 2 8 端末機器において、既に認証を受けた設計の内容を再調整しようとするとき、どのような場合に、新たな設計認証として、認証番号を付すことが必要となりますか？

既に認証を受けた設計の内容を再調整する場合、再度、技術基準への適合性を試験し、確認する必要がある場合があります。その際、新たな認証として番号を付すかは、その設計の内容の再調整する範囲が、当該端末機器の機能等に重要な変更をもたらすものであるかどうかに着目し判断する必要があります。この場合の重要な変更であるかどうかの判断基準は、これまでの考え方「認証を受けようとする端末機器に係る手数料が減額される場合において当該端末機器が認証を受けた設計に基づく端末機器と異なる部分（平成 11 年郵政省告示第 166 号）」を参照し、技術基準に適合した機器を安定的に利用者に供給し、利用者の利便を図るとの基準認証制度の趣旨を踏まえて判断することが必要です。

設計の内容の再調整の範囲が、既に認証を受けた端末機器の機能等に重要な変更をもたらすものである場合は、新たな設計の認証としての認証番号が必要となります。

ただし、機能等に重要な変更をもたらすものではなく、技術基準への適合性について、既に行った認証結果と同等であることの確認を行う等、新たな認証として機能等を確認するものでない場合は、新たな認証としての認証番号を付す必要はありません。

なお、仮に技術基準に不適合であり、事後措置を講じる必要が生じた場合は、その対象機器は、同一の認証番号が付されている端末機器となります。

【技術基準適合自己確認において、設計の内容を再調整する場合も、上記と同様です。】

Q 1 2 9 同一の端末機器で、技術基準と技術的条件の両方による認証が必要な場合は、どのようにすればよいのでしょうか？

改正後の基準認証制度においては、技術基準への適合性の確認について、登録認定機関を活用して確認するか、自らが確認するかは任意です。他方、技術的条件については、それが特定の電気通信事業者が総務大臣の認可を受けて定める当該事業者固有の条件であることから、その条件の内容を熟知している登録認定機関が行うものとし、自己確認制度の対象とはしていませんので技術基準とは別に認証を受けることが必要となります。

なお、技術的条件については、現在、認証機関による認定を受けた場合に電気通信事業者による接続検査が不要となることが「電気通信事業法施行規則第 32 条」に規定されているところですが、これに加え今般、同規則を改正し、電気通信事業者が接続検査を不要とする技術的条件を公示できる制度が設けてあります。技術基準の自己確認制度と同様、適宜、本制度も活用いただきたいと思います。